

第41回京都市廃棄物減量等推進審議会

平成19年12月14日
京都ガーデンパレス 祇園の間

(次 第)

I 開 会 14:30

新委員の紹介

II 議 事

事業系ごみ減量施策のあり方について

(1)「事業系ごみの減量・資源化のあり方について」(中間まとめ)(案)

(2)今後のスケジュール(案)について

III 報告事項

有料指定袋制の実施状況について(ごみ量, 有料化財源活用事業の実施状況等)

IV 閉 会 16:30

資料1:「事業系ごみの減量・資源化のあり方について」(中間まとめ)(案)

資料2:「事業系ごみ減量施策のあり方」に関する今後のスケジュール(案)

資料3:家庭ごみ有料指定袋導入後における京都市のごみ収集量について

資料4:有料指定袋制導入前後の市民アンケート調査結果(概要版)

資料5:有料指定袋制の実施に伴う財源活用事業一覧

資料番号無し:朝日新聞, 毎日新聞, 京都新聞(12月3日朝刊)

京都市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏名	役職名
あさい 利彦 浅井 利彦	京都工業会 専務理事
いしの ようこ 石野 謡子	市民公募委員
いとう よしひろ 伊藤 義浩	京都市小売商総連合会 会長
おくはら つねおき 奥原 恒興	京都商工会議所 専務理事
きたもと つとむ 北本 勤	京都市職員労働組合連合会 執行委員長
くさかわ けんじ 草川 健治	京都市環境局長
○ くんじま たかし 郡 篤 孝	同志社大学経済学部 教授
さえき ひさこ 佐伯 久子	京都市地域女性連合会 常任委員
さかい しんいち 酒井 伸一	京都大学環境保全センター 教授
しんかわ こういち 新川 耕市	京都環境事業協同組合 理事長
◎ たかつき ひろし 高月 紘	石川県立大学生物資源工学研究所 教授
たむら ゆか 田村 有香	京都精華大学人文学部環境社会学科 専任講師
なかじま かずこ 中島 和子	京都市生活学校連絡会 会長
はら つよし 原 強	コンシューマーズ京都（京都消団連） 理事長
ほり たかひろ 堀 孝弘	環境市民 事務局長
まつむら くにはる 松村 邦晴	京都市保健協議会連合会 会長
まつもと あきみつ 松本 明光	京都商店連盟 総務委員長
みやがわ せいじ 宮川 精慈	日本チェーンストア協会関西支部 参与
みやざき よしひろ 宮崎 好弘	京都百貨店協会 事務局長（㈱ジェイアール西日本伊勢丹 ジェイアール京都伊勢丹 総務部常務取締役総務部長）
やまうち ひろし 山内 寛	京都市ごみ減量 めぐるくん推進友の会 会長

（敬称略，五十音順）

◎：会長 ○：会長職務代理者

(案)

事業系ごみの減量・資源化のあり方について

(中間まとめ)

平成19年12月

京都市廃棄物減量等推進審議会

《 目 次 》

はじめに	1 ページ
1 事業系ごみの現状と背景	2 ページ
(1) 市の施設に搬入されるごみの概要	
(2) 事業系ごみ量の推移	
(3) 市に搬入される事業系ごみの組成	
(4) 民間資源化施設の設置状況	
(5) これまでの事業系ごみ減量等に関する京都市の取組	
2 課 題	5 ページ
3 事業系ごみの減量・資源化のあり方	
(1) 事業系ごみ減量・資源化に関する基本的な考え方	6 ページ
(2) 各主体の責務と役割	7 ページ
(3) 具体的な提言	7 ページ
資 料	10 ページ
諮問文	
検討経過	
京都市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	
京都市事業系ごみ減量対策検討部会委員名簿	
1 京都市のごみ処理量の推移	
2 事業系ごみ量の推移	
3 事業系ごみの組成	
4 事業系廃棄物の資源化へのフロー	
5 事業系ごみ中の資源化可能物	
6 民間資源化施設の受入状況	
7 アンケート結果	
8 これまでの事業系ごみ減量等に関する京都市の取組	

はじめに

「大量生産・大量消費・大量廃棄」という20世紀型の社会経済システムは、私たちに豊かな生活をもたらした反面、それまでの物質循環の輪を断ち切り、温室効果ガスの増加による温暖化をはじめ、地球規模での環境への負荷を顕在化させるに至っている。

廃棄物分野からの直接の温室効果ガスの発生寄与率は、2～3%と低いものであるが、商品等の製造や流通段階でのエネルギー消費をも含めた発生量を考慮すれば、廃棄物の発生抑制対策が強く求められるところである。

このような中、平成12年には、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種リサイクル法が制定され、排出者責任や拡大生産者責任等の新たな考え方が登場するなど、ごみの3Rを基本とした循環型社会形成に向けた流れが加速しており、環境負荷が少なく持続可能な環境に調和した新しい廃棄物管理システムの構築が求められている。

こうした流れを受け、京都市では、平成15年12月に「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略21～」を策定し、「明るい循環型都市・京都の実現」に向け、家庭ごみについては、有料指定袋制度の実施やそこから生み出された財源に基づく、様々なごみ減量のための施策を進めているところである。

一方、事業系ごみについては、クリーンセンター等におけるごみ受入総量の過半を占めているなど、京都市におけるごみ総量を抑制する上において、その減量が喫緊に取り組むべき重要課題であることから、平成16～17年度にかけ、事業系ごみの減量誘導を図るための「クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方」について検討を行い、平成17年8月に答申を行っている。

持込ごみ及び業者収集ごみを合わせた現状の事業系ごみについて、さらに様々な観点から、減量対策を幅広く推し進めるため、平成19年3月27日には、「事業系ごみ減量施策のあり方」について市長から本審議会に諮問が行われ、これを受け「事業系ごみ減量対策検討部会」を設置している。

今年度実施した「事業系ごみ減量対策基礎調査」の中では事業系ごみに含まれる資源化可能なものの種類や量を推定するとともに排出事業者等の意向についても調査を実施し、これらの結果を踏まえて本部会において精力的な議論を積み重ねてきた。

この「中間まとめ」は、これまで審議会本会1回、部会4回の計5回にわたる審議を踏まえ、クリーンセンター等に搬入される事業系ごみの資源化のあり方に関し、考え方をとりまとめたものである。

京都市廃棄物減量等推進審議会会長

高 月 紘

1 事業系ごみの現状と背景

廃棄物処理法では、事業者の責務として「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされている。

京都市では、平成 15 年 12 月に「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略 21～」を策定し、家庭ごみについては、平成 18 年 10 月から有料指定袋制度の実施、さらに 19 年 10 月からは容器包装プラスチックごみの分別回収を実施してきた。

また、市民のごみ減量に関する意識も、さらに高まりつつある。

一方、持込ごみ及び業者収集ごみを合わせた事業系ごみについては、クリーンセンター等におけるごみ受入総量の過半を占めているなど、その減量が喫緊に取り組むべき重要課題であり、「事業系ごみ減量対策基礎調査」結果等に基づき事業系ごみの現状と背景を整理した。

(1) 市の施設に搬入されるごみの概要

平成 18 年度に京都市の施設で処理したごみは、全体で 65 万トンあり、そのうち家庭から出るごみを市が収集し、処理しているものが、29 万トン、事業所等から出るごみのうち一般廃棄物収集運搬業者が搬入したものの(以下「業者収集ごみ」という。)が 25 万トン、クリーンセンターおよび埋立処分場へ直接搬入されたもの(以下「持込ごみ」という。)が 11 万トンあり、これらをあわせた事業系ごみは、36 万トンにのぼり、市が処理しているごみ量の 56%を占めている。

(2) 事業系ごみ量の推移

業者収集ごみは、過去 10 年間、概ね年間 25～26 万トンで推移している。

また、持込ごみ(クリーンセンター、埋立処分地)については、平成 8 年度と比較するとクリーンセンターへの持込みが約 18% (約 11.1 万 t→9.1 万 t)、埋立処分地への持込が約 66% (5.9 万 t→2.0 万 t) 減少している。これは、平成 13 年 7 月の手数料改定や平成 14 年 7 月の建設リサイクル法施行にともなう廃木材等のリサイクル誘導や京都市施設への搬入制限等の施策により大幅に減少しているが、平成 15 年度以降は横ばいとなっている。

(3) 市に搬入される事業系ごみの組成

①業者収集ごみ

組成を見ると重量比で厨芥類が約 41%、紙類が約 33%で全体の 74%を占めている。この中で分別排出により容易に資源化が可能な古紙類が、14% (3 万トン/年)、缶、びん、ペットボトルが合わせて 3% (7 千トン/年) 含まれている。

また、業種別に見ると飲食業や小売業がそれぞれ 25%、サービス業が 22%を占めているとともに、事業系ではないマンション等のごみも 14%程度含まれている。

②持込ごみ

クリーンセンターでは、木類が重量比で 51%を占め、このうち資源化が可能な木くずが全体の 47% (5 万トン/年) 含まれている。

一方、東部山間埋立処分地では、石膏ボードが、重量比で 44% (9 千トン/年)、容積比で 59%を占めている。

また、持込ごみのうちクリーンセンターでは、木くず等産業廃棄物が 43%、一般廃棄物が 57%を占め、東部山間埋立処分地では、石膏ボード等の産業廃棄物が 98%、

一般廃棄物が 2%を占めている。

(4) 民間資源化施設の設置状況

京都市が現在受入を行っている事業系ごみのうち、市内及び京都市周辺で資源化可能な民間施設の検討を行ったところ、木くずが市内 6 施設、市周辺（概ね 30km 圏内）に 6 施設あり、市の施設に搬入されている資源化可能な木くずの量（5 万トン／年）に比べ、受入余力（38 万トン／年）は十分にあると考えられる。

古紙類も京都市からのアンケートに回答があったものが、市内 14 施設あり、事業系ごみ中の古紙類（3 万トン／年）に比べ、受入余力（13 万トン／年）には十分な余裕があると考えられる。

厨芥類は、市周辺部に 3 施設あるが、業者収集ごみ中の厨芥類のすべて（9 万トン／年）を受け入れる余力はない。

また、分別排出された事業系の缶、びん、ペットボトルについては、排出事業者にその処理責任があり、家庭からの資源ごみを対象としている容器包装リサイクル法に基づく、資源化ルートには乗せられないことから、ほとんどが資源回収業者を通じて資源化されている。これらのうち缶、びんについては選別後それぞれの製品に再生され、ペットボトルについては、破碎後大半が海外へ輸出されている。

石膏ボードについては、現在、市内に発生量に見合う資源化施設は無いものの、今後の発生量の増大を見込んだ民間施設が、市周辺部に設置されつつある。

(5) これまでの事業系ごみ減量等に関する京都市の取組

京都市では、衛生保持の観点から、相当以前より事業系ごみの受入を行っており、昭和 47 年の廃棄物処理法制定により、廃棄物の区分が明確化されたことを受け、一般廃棄物と合わせて処分する産業廃棄物を告示し、処理を行ってきている。

事業系ごみの減量等に関する取組については平成 6 年度から事業用大規模建築物（延床 3,000 m²以上、平成 19 年 4 月以降は 1,000 m²以上を対象を拡大）の所有者への減量計画書の作成等の指導や立入検査、排出事業所向けの手引書の配布、説明会の開催等を様々な機会を通じ啓発を行ってきている。

また、建設リサイクル法や、家電リサイクル法など新たな法律の制定に合わせ、市の施設への持込みに関する制限を強化するとともに受入料金の改定等により、民間資源化施設への誘導を図ってきた。

(6) 事業系ごみの処理の流れ

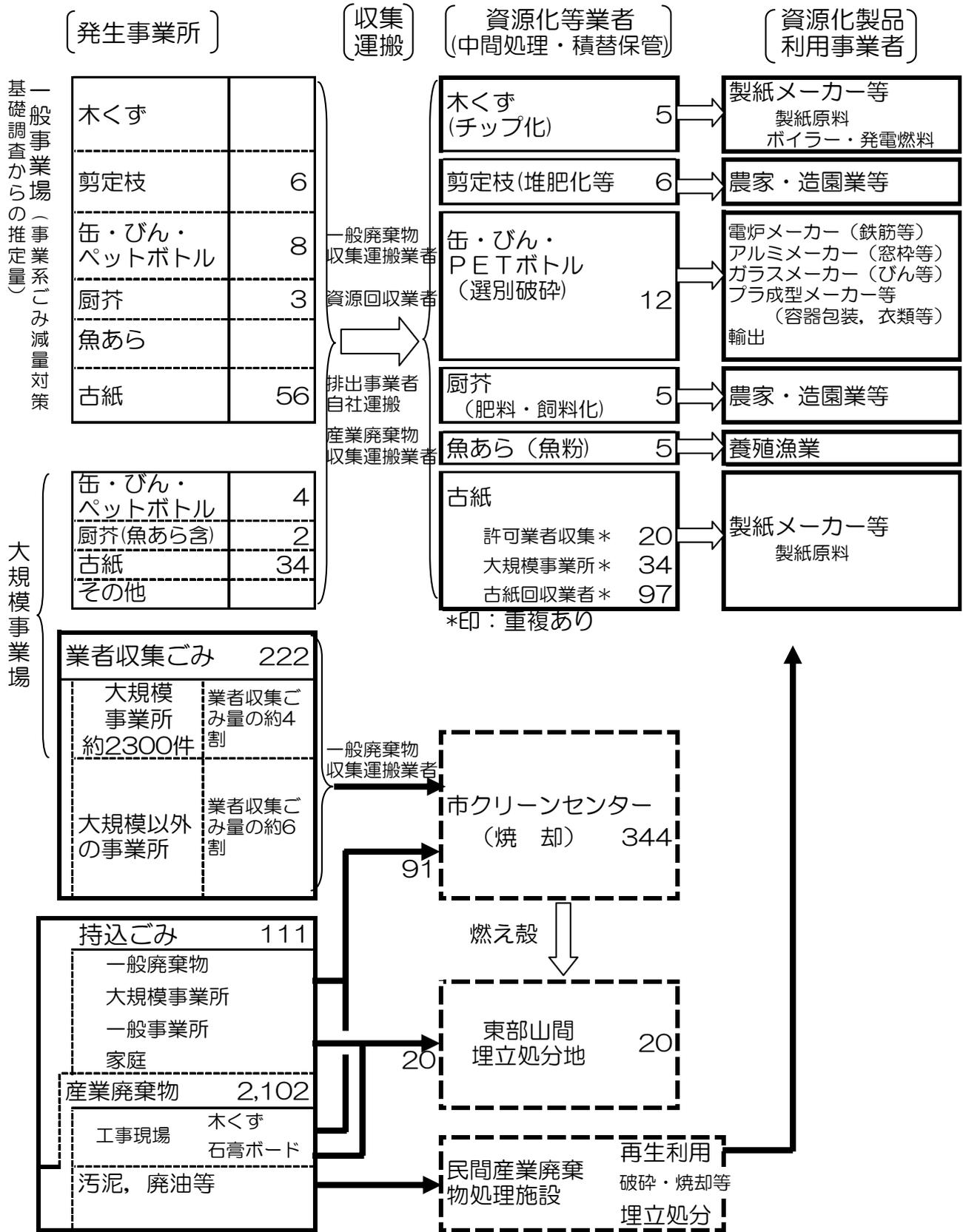
現在、市内事業所から排出されているごみ（不要物として資源化されているものや一部の産業廃棄物を含む）は、今年度実施した「事業系ごみ減量対策基礎調査」結果等から推計したところ、年間約 45 万トン程度と見積もられ、そのうちの約 75%、34 万トンが市の施設で処理されており、残りは民間資源化施設等での処理が行われていると推定された。

事業者の取組としては、大規模事業所は、古紙等約 4 万トンの資源化が行われている。

しかし、大規模事業所以外の事業所については、十分な把握はできないが、概ね市全体で 11 万トン程度が資源化されているのではないかと想定される。

これらの分別排出された資源化可能な廃棄物は事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者や資源回収業者により、中間処理を行う業者やそれらのとりまとめを行う業者の下へ集められ、メーカー等へ原材料、燃料として売却されている。

事業系ごみの再生利用等の流れ (H18年度 単位：千トン)



産業廃棄物発生量はH17実績推計

2 課題

京都市における事業系ごみについては、市が処理しているごみ全体の半分以上を占めており、家庭ごみ有料指定袋制度導入に係る条例改正の際に「事業系ごみ、マンションの業者引取りごみについて分別収集を徹底すること。」との市会付帯決議（平成18年3月17日）が付されたことなど、家庭ごみと比べて事業系ごみの減量等の取組が進んでいない。

その原因としては「京のごみ戦略21」に掲げる事業系ごみの減量等に係る施策については、市が直接的に実施するものより、排出事業者等への取組支援や指導啓発など間接的な施策が多いことなどがあげられる。

以下に具体的な事業系ごみの減量等に係る課題を列記した。

- (1) 排出事業者の事業系ごみ減量等に対する取組不足から、相当量のごみとして廃棄され、資源化可能なものまで、市施設で焼却・埋立されている状況にある。

なお、排出量の少ない事業所では、ごみ減量等に取組んでもそれほど処理料金の低減につながらず、また、分別排出・分別回収による資源化を行うと、さらに手間と収集効率の悪さからコスト増となり、資源化へのインセンティブが働きにくい。

＜市の施設に資源化可能物が搬入される原因＞

ア 民間資源化施設の受入価格が市の施設に比べ高く、分別するほど費用がかかることから排出事業者にとって分別排出にインセンティブが働きにくい。

イ 排出事業者へ民間受入施設の情報提供が十分でない。

ウ 資源化可能なものの分別に手間がかかる。

エ 事業系ごみについては、家庭ごみのように少量の缶・びん・ペットボトル等の資源ごみの分別排出、分別回収に対応できるシステムが構築されていない。

- (2) これまで資源化可能な廃棄物を市の施設で安価に焼却・埋立を継続してきたことが、逆に民間の資源化施設の新たな立地を阻害する要因にもなっている。

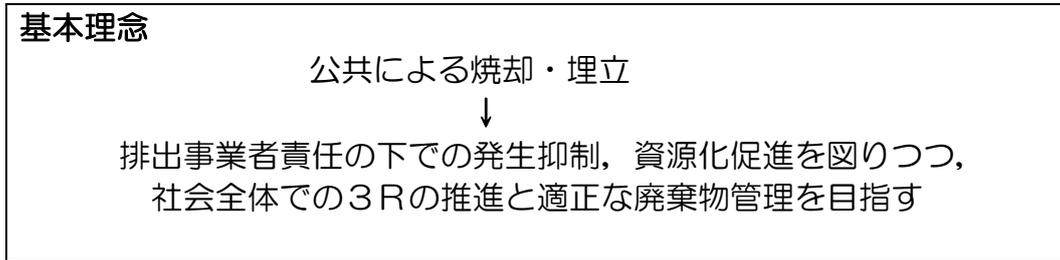
厨芥類は、潜在的な発生量に対し、民間の資源化施設の処理能力は不足している。また、剪定枝や木くず等は、資源化については、設備的な能力だけでなく、再生利用製品の需要にも大きく左右される。

- (3) 石膏ボードについては、廃棄物処理法の改正により、平成10年から、安定型処分場においてそのまま埋立処分することができなくなったことから、府内での埋立処分は、京都市の埋立処分場と(株)京都環境保全公社の埋立処分場の2ヶ所に限られる。

市内には、資源化施設も十分でないことから、東部山間埋立処分地に多量に搬入されている。

3 事業系ごみの減量・資源化のあり方

(1) 事業系ごみの減量・資源化に関する基本的な考え方



【目 標】

近年、「拡大生産者責任」の考え方が浸透し、ごみの処理においても容器包装リサイクル法等製造者や流通業者にも法的に一定の役割が課され、メーカールートによる回収制度が整備されつつある。京都市においてもこれらの考え方をさらに推し進めていく必要がある。

将来にわたっての事業系ごみの減量・資源化に関する基本的な考え方としては、排出事業者責任のもと事業者の自主的な減量・資源化が促進され、地球温暖化防止をはじめとする環境への負荷の低減にも資するよう、市の施設と民間の資源化施設も合わせた全体的な処理体系を構築することを目標とすべきである。

【方向性】

事業系ごみの発生抑制対策については、今後さらに議論・検討を深める必要があり、中間まとめとしては事業系ごみの資源化に関し、次の視点から検討を行い、京都市が中長期的な方針を提示すべきであると考えます。

①民間で容易に資源化可能なものは民間誘導を図る。

現時点で市内及び市周辺に十分な民間資源化施設がない場合でも、京都市が中長期的な方針を示すことにより、国等の動向を踏まえ、民間の循環型社会構築へ向けた新たな起業が見込める。

また、京都市は定期的に民間資源化施設の設置状況や資源化製品の需給バランスや価格等にも留意すべき。

②埋立処分地の延命

今後市内での新たな埋立処分場の設置は、極めて困難な状況に鑑み、現在の貴重な処分場を最大限有効に利用すべき。

③民間での資源化が期待できず、市が資源化施設の整備・受入を行っていく場合は、PPP（汚染者負担）の原則に基づき、排出者に適正な負担を求める。

④告示産業廃棄物については将来的には廃止の方向で検討していく。

告示産業廃棄物はもともと京都市内には、民間の処理施設が無かったことから、

多くの廃棄物を幅広く受入れていたものと思われ、昭和47年当時に受入れていたものを廃棄物処理法の整備に併せ、地域事情を考慮し、告示したものと想定される。

現在、民間の各種産業廃棄物処理施設が立地する中で行政が果たすべき役割は、一定見直しの時期を迎えたのではないかと考えられる。

本来、排出事業者責任のもと広域処理が原則であり、建設リサイクル法等新たな再生利用促進の仕組みが整備される中、改めて京都市が受入れるべき産業廃棄物を検討すべきである。ただし、環境保全上配慮の必要な産業廃棄物については、適正な処理や環境安全性の確保を図る観点から、京都府や公共関与による産業廃棄物処理施設との連携も含めた広域的、総合的な処理対策を検討すべき。

(2)各主体の責務と役割

①排出事業者

行政、処理業者と連携を図りながら、排出事業者責任のもと資源化可能物の分別排出をはじめとする自らのごみ減量等を推進する。また、自社から排出される廃棄物の資源化のみならず、リユースや再生品の使用拡大等により資源循環の環を拡大していく必要がある。

②処理業者（収集運搬、処分）

ごみの適正処理と資源化を推進するとともに、廃棄物処理の専門家として排出事業者への情報提供や自らの環境保全対策を徹底することにより、地域社会での理解と信頼性の向上を図る必要がある。また、新たな資源化技術の開発等に、積極的に取り組むとともに行政と協働して排出事業者等への普及啓発を推進する。

③市民

市民が直接排出する家庭ごみとは別に、市民の快適な暮らしを支える、様々な事業活動からも多くの廃棄物が生じていることを理解する必要がある。

さらに、環境保全活動等に積極的な企業の製品の選択や、「使い捨て」から「良いものを長く使う」などの、ライフスタイルの転換も必要である。

④行政

事業系ごみの減量・資源化を推進するため、排出事業者、処理業者、市民の各主体がそれぞれの役割を確実に果たせるよう、相互のコーディネーター役となり、定期的に資源化の状況等について確認を行い、排出事業者等へのきめ細かな情報提供、情報発信など指導啓発に努める。

また、事業者責任による資源化を基本としつつ、民間での資源化が困難なものについては、市の関与による受皿整備を検討する。

(3)具体的な提言

事業系ごみについては、排出事業者責任を明確にしたうえで、資源化可能な廃棄物が、市の施設で焼却・埋立処理されることのないよう、京都市は、国や地域の動向を踏まえ、関係者（排出事業者、処理業者）と連携を図りながら、施策を進めていく必要がある。

①排出事業者等のごみ減量意識高揚

事業系ごみ減量の出発点は、排出事業者の資源化可能物の分別排出の取組であり、その意識高揚は極めて、重要である。

家庭ごみについては、缶・びん・ペットボトルやその他プラスチックの分別排出など市民の減量意識の高揚とともに資源化が進展してきており、事業系ごみについても同様の資源化促進の取組が必要である。

京都市は、排出事業者等へのISO14001 やK E S等の環境管理システムの導入をさらに推し進めるとともに、きめ細かい情報提供が行えるよう、指導啓発体制の強化・充実を行うべきである。

また、小規模事業所の減量対策については、資源化可能物の効率的な分別回収の新たな仕組みづくりを検討されたい。

②民間資源化施設への誘導

市の施設で受入れている事業系ごみのうち、比較的量が多く民間で容易に資源化可能なものとして、古紙類、木くず等が考えられる。

市内及び市周辺の民間受入施設の状況を把握し、排出事業者等への十分な周知を図ったうえで早期に市の施設での受入を制限し、民間資源化施設への誘導を図っていくべきである。

③市による資源化施設の整備

民間の資源化施設の受入余力が、発生量に対して不十分である場合、十分な処理能力を持つ新たな民間施設の設置動向、食品リサイクル法等国の動向や廃棄物の種類に応じ、処理責任の所在を踏まえた対応を検討していく必要がある。

魚あらについては、京都市の魚あらリサイクルセンターの建て替えが完了し、平成20年4月から受入を開始することから、これにあわせ、現在、資源化されていない魚あらについても、受入制限を実施し、積極的な資源化誘導を図るべきである。

また、魚あら以外の厨芥類や刈草・剪定枝についても、一般廃棄物に該当することから、民間施設の設置状況も踏まえ、市での資源化施設の整備を検討すべきである。

④埋立処分量を可能な限り削減

内陸都市である京都市において、新たな管理型処分場を建設することは、極めて困難な状況であることに鑑み、現在の貴重な処分場での資源化可能ものの埋立処分は回避していく必要がある。

現在の東部山間埋立処分地は、京都市のクリーンセンターから生ずる燃え殻等と建設系廃棄物を中心とする持込ごみによる埋立を行っているが、平成21年度からは、クリーンセンターからの燃え殻等は、現在建設中の灰溶融施設により、溶融スラグとして資源化が見込まれ、埋立量が減少する予定である。

一方、持込ごみについては、容量比率で見ると過半が産業廃棄物である石膏ボードである。将来的には、排出事業者責任、拡大生産者責任のもと製造メーカーへの逆ルート回収で資源化されるのが妥当である。

今後、石膏ボードが使われ始めた昭和40年代の建築物の建て替え等の時期を迎え、多量の廃棄が見込まれるなど、その処理処分が課題とされており、全国的には、この需要を見込んだ民間の新たな資源化施設が立地しつつあるとともに、新たな資

源化の用途が模索されている。

現時点では、廃石膏ボードを大量に資源化できる施設は市内に無く、公共として廃棄物を適正に処理する観点から、当面は、東部山間埋立処分地での受入を継続することが適当であるが、今後、京都市は、中長期的な方針を明確にし、受入制限にあたっては、不適正処理のおそれや環境保全上の措置ならびに社会的状況などを踏まえた上で慎重な対応が必要である。また、受入制限とあわせ、石膏ボードの資源化に関し、再生利用製品の利用拡大や調査・研究等を推進されたい。

⑤持込ごみ手数料体系の見直し

持込ごみについては、すでに一般廃棄物、産業廃棄物の別なく、搬入量に対する累進性の料金体系の導入など、ごみの減量に対するインセンティブが働くシステムとなっているが、廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理は、市町村の責任となっておらず、例外的に処理しているものであることから、民間処理施設の処理料金を考慮し、資源化が促進される料金体系とすべき。一方、自宅から排出されるごみの市民による持込など少量の搬入者については、一定の配慮がなされた料金設定を検討されたい。

資料

京都市廃棄物減量等推進審議会
会長 高月 紘 様

京都市長 榎 本 頼 兼

事業系ごみ減量施策のあり方について（諮問）

標記のことについて、下記のとおり諮問しますので、ご審議を賜り答申いただきますようお願いいたします。

記

（諮問事項）

事業系ごみ減量施策のあり方について

- （1）排出事業者のごみ減量に向けた効果的なインセンティブのあり方
- （2）事業系廃棄物の市施設での受入のあり方

（諮問理由）

本市では、貴審議会からの答申を踏まえ、平成15年12月に「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略21」を策定し、家庭ごみ及び資源ごみへの有料指定袋制を導入し、家庭系ごみの減量を図るとともに、事業系ごみについては、許可業者搬入手数料の減額措置見直し、持込ごみ手数料改定などの取組を進めてきたところであります。

現在、事業系ごみは本市のごみ量の半分以上を占めていることから、これまで進めてきた取組に基づき、さらなる減量促進に向けた具体的施策に着手すべき段階にあると認識しております。また、家庭ごみ有料指定袋制導入に係る市会での議決に当たり、事業系ごみの分別・リサイクルを徹底すべきことが決議として付されてもおります。

以上のような現状に鑑み、事業系ごみの減量・リサイクルの促進に向けて、次の2点について施策の具体化を図る必要があると考えております。

第一は、排出事業者のごみ減量に向けた効果的なインセンティブのあり方についてであります。許可業者搬入手数料減額措置の廃止とそれに伴う許可業者手数料の新設を踏まえ、排出事業者にとってより一層のごみ減量・リサイクル行動への動機付けとなるような手数料徴収体系のあり方についてご審議いただきたいと考えております。

第二は、事業系廃棄物の市施設での受入のあり方についてであります。現在本市のクリーンセンター及び埋立処分地で受け入れている資源化可能な事業系一般廃棄物及び一部の産業廃棄物について、今後の受入継続の必要性、民間ルートへの円滑な誘導方法等についてご審議いただきたいと考えております。

以上二点について、ご審議をよろしくお願いいたします。

これまでの審議等の流れ

事業系ごみの減量対策のあり方について（諮問）H19年3月27日

第1回 京都市事業系ごみ減量対策検討部会（H19年5月22日）意見等要約

- 1 事業系ごみの現状と課題，減量化等に関する京都市の取組（説明）
- 2 検討すべき施策と実施する調査内容（説明）
 - ①市の施設に持込まれるごみが減ればよいということではなく，市域全体でのごみの減量を考えるべき。市が受入れなければ民間に流れるだけである。
 - ②事業系ごみは一般市民にはわかりにくい。
 - ③現状の事業系ごみ（厨芥，プラスチック，古紙，木材，ポロなど）の処理の大きなフローを把握した上で，あるべきフローとの差をどう埋めていくか検討すべき。
 - ④外食チェーンやスーパーを中心に食と農を結びリサイクルループ作っていくという動きが出始めている。京都市においてもこういう動きがあるかどうか把握し，なければ，市関与による施設整備やコーディネートをも考えてはどうか。
 - ⑤事業系ごみが家庭系ごみに混入している実態はかなりあると思われる。
 - ⑥排出事業者が，分別しやすい環境を整えて欲しい。分別を徹底すれば商店等のごみは実感として20%程度減る。
 - ⑦リサイクル可能物を製造事業者が回収するよう義務付けしてほしい
 - ⑧生ごみ堆肥化などは利用先確保が不可欠。そういう全体的なことを議論して欲しい。

事業系ごみ減量対策基礎調査の実施（5月～9月）

第2回京都市事業系ごみ減量対策検討部会（H19年8月3日）意見等要約

- 1 事業系ごみ減量対策基礎調査結果（報告）
- 2 持込ごみ減量に関し検討すべき課題の検討
 - ①民間受入施設の受入余力等の数字の何箇所かに誤りがあるのではないかと？
 - ②周辺の民間処理施設が本当にきっちり受け入れられるかどうかをしっかりと把握して欲しい。
 - ③産業廃棄物を積極的に受け入れている自治体とシャットアウトしている自治体があるが，積極的に受け入れている自治体は，今後もそれを続ける考えか。また，受け入れている自治体の周辺には，民間の受皿があると考えてよいのか。
 - ④分別されている缶，びん，ペットボトルは100%，民間の施設で資源化されている。
 - ⑤厨芥類については京都市の施設の方がかなり安く，高い民間の処理施設への搬入は排出事業者の理解が必要。食品のリサイクル率を上げるためには，法改正と京都市が施設整備する必要がある。
 - ⑥食品リサイクル法のリサイクル率の目標値が上がれば，リサイクルする方向に流れていくであろうが，コストパフォーマンスという点から見れば厳しい。
 - ⑦厨芥類のリサイクルについては，中小企業や，将来的に家庭の厨芥類にも手を付けるためにも「育てる」という方向も大事である。
 - ⑧本来，市が受け入れるべきものは何か，公共の役割は何か，基本的な考え方を整理すべき。
 - ⑨石膏ボードのリサイクルのルートや回収後の製品等について教えて欲しい。
 - ⑩石膏ボードのように民間で処理が困難なものについて，適正処理の観点から，市が覚悟を決めて受け入れるという考え方もあっていいと思う。あるいは，将来的には民間でリサイクルすべしとし，それまでは公共が役割を果たしますという考え方もある。
 - ⑪京都市の埋立地の寿命を延ばすためにも建設系廃棄物の減量を考えていくべき。
 - ⑫民間受入料金との比較で市の料金を高くするという考えはおかしい。民間はコストを積上げた結果として料金が設定されている。市の受入価格が安いのは，その分を我々税金で負担しているからである。
 - ⑬大規模事業所が拡大されるが，現在のところ，施策に使えるような有効な減量化計画になっておらず，これを有効に活用できる計画にしていくべき。
 - ⑭減量化計画書は自主的な計画であるが，これに基づき，排出権取引のような形で，埋立焼却量を減らしていく仕組みを長期的には考えていく必要があるのではないかと？

事業系ごみ搬入状況視察（平成 19 年 9 月 6 日）

- 1 東部山間埋立処分地（持込ごみ）
- 2 東北部クリーンセンター（持込ごみ、業者収集ごみ）

第3回京都市事業系ごみ減量対策検討部会（H19年9月19日）意見等要約

- 1 事業系ごみ搬入状況の視察について(報告)
 - 2 事業系ごみ減量対策基礎調査の結果について(報告)
 - 3 事業系廃棄物の市の施設での受入のあり方について
- ①数字上で「資源化可能」と言われても、許可業者は袋の中を確認できないので、排出事業者がきっちり分別しなければ、資源化は無理である。
 - ②大企業はコストがかかっても資源化できるが、小規模事業者は分別すると回収コストが上がるので資源化が進まない。行政が資源物の受け皿を作り、安く引き受けるなどの仕組みも考える必要がある。
 - ③分別しなければ高くなるような料金体系にすればどうか。
 - ④料金の高い民間施設への持ち込みは負担であり、京都市と許可業者が協力して、小規模事業者への対策を進めるべき。
 - ⑤単に民間誘導だけでなく、民間での処理が難しいものについては市が処理の受け皿を作るという考えも打ち出している。
 - ⑥資源化促進とともに、無駄なものを買わないことが大事である。また、例えばペットボトルなど大量に集めることにより収集コストを下げるなど、いかに資源化していくのかを議論をして欲しい。
 - ⑦第一に減量化（発生抑制）、次に資源化という優先順位を確認したい。資源化に伴うコストを下げていくには、分別時の異物混入率を下げるのが大事である。
 - ⑧小規模事業者は、量が少く袋に何でも入れてしまう傾向があり、許可業者では対処できない。資源化率を上げるには、袋に入れる前への指導が必要である。
 - ⑨先日、見学した京都市のクリーンセンターで搬入された業者収集ごみを見て失望した。事業系ごみ推奨袋の使用を推進しているにも関わらず、中身が見えない黒い袋が約30%、半透明袋もかなり多い。排出者のマナーを教育し直すべき。また、黒や不透明の袋は販売しないよう検討してほしい。
 - ⑩資源化できるがされていないものをピックアップし、いかに効果的に資源化していくかを考えていきたい。例えば、日と場所を決め、無料で回収できるようなシステム考えてはどうか。
 - ⑪搬入ごみの展開検査をして混入が一定基準以上のごみは、受入れないということもあるのではないか。
 - ⑫ピールびんに代表されるようなリユースの仕組みをもっと考えていくべき。
 - ⑬持込手数料を目的税的に有効に使い、エコステーションのような拠点を作り、そこに持ち込めるような仕組みを作れないか？
 - ⑭ごみ量は、景気により変動するので。それに対処する方法が必要である。
 - ⑮ごみ減量の進展状況の指標として「ごみ処理費/売上高」を小さくしていくというものもある。
 - ⑯埋立処分には限界があることを市民に示し、ごみの分別・減量に理解を求めるべき、次にリサイクルできるものは徹底してリサイクルに回すべき、容器を使用した企業に自社容器の回収を行政の責任として条例で義務付ける、というような基本理念を行政で提示して欲しい。
 - ⑰小規模零細事業者としては分別排出には徹底的に協力していきたいが、分別排出するだけの場所・時間・人手がないことも念頭において欲しい。
 - ⑱扱いが難しい廃棄物もあり、全てを民間で資源化できるのかどうかは冷静な判断が必要。基本方向としては、環境負荷を増やさない限り、リサイクルを徹底すべき。特に、紙と厨芥は本当にきちんと民間ルートで資源化されているのか確認していただきたい。
全体政策の中で事業系ごみの減量を位置付けていく必要はあると思うが、資料にあるような方向で対策を進めていくしかないのではないかとされる。資源化を進める手法としては、品目毎に受入基準や受入料金、市の関与による受皿施設整備を全体としてどのようにデザインするのかという観点で考えるべきである。
 - ⑲事業系ごみは、単に市に協力したらいいということではなく、PPPの原則（汚染者負担の原則）に則り、それぞれの排出事業者が責任を持って主体的に処理することが原則である。

第4回京都市事業系ごみ減量対策検討部会（H19年10月26日）意見等要約

1 事業系廃棄物の市の施設での受入のあり方について

- (1) 基本的な考え方
- (2) 市施設での受入制限と施策の方向
 - (ア) 搬入形態別の課題
 - (イ) 種類別の課題、検討すべき施策

- ① オフィス町内会は実現性に乏しい。より現実的な取り組みが必要である。
- ② 事業系ごみも缶・びん・ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を分別収集すべき。受入停止、民間誘導という内容しか、感じ取れない。
- ③ 民間への誘導がうたわれているが、民間施設はたくさんあるのか？
- ④ 製造事業者が自ら使用した容器の回収を市条例で義務付けるべき。
製品を運搬した車での回収は難しいので、京都市が回収業者を指定あるいは認定し、そこに委託すればいい。回収後の処理については、民間の施設を整備するために市が補助金や融資面での支援、土地の提供など行う考えはあるか？
- ⑤ 京都市が全て丸投げして民間でやれ、というなら（資源化は）難しい。
- ⑥ 罰則規定や市条例での明記を設けないなら、どこで違反を取り締まるのか？製造事業者は容器包装の回収を義務付ければ、その分は減量される。
- ⑦（事務局）事業系ごみは排出者が責任をもって処理するという大前提に立って検討いただきたい。現在、事業系ごみについても京都市の施設で受け入れられるものは受け入れている。その結果、資源化できるものも、焼却または埋立処分されている。事業者責任のもとで資源化できるものは資源化し、資源化できないものについては公共での受入を継続していくという考えである。
調査では、木くず・古紙については民間で十分に受け入れる能力があり、まず、これらから民間の資源化ルートへ誘導をはかっていきたい。民間施設で資源化が困難なものについては、例えば、魚あらのように受け皿の整備を行政として行う。事業系ごみの大きな比率を占める厨芥類についても、家庭系の厨芥類と合わせた資源化施設の整備を判断していきたい。
- ⑧ 京都市は零細事業者が多く、分別排出が精一杯であり、資源化は無理。こうした状況に対する対策が何も見えてこない。
- ⑨ 事業系ごみ中の古紙、ダンボールを分別するのは結構なことだ。事業系ごみを受け入れないと京都市が決定すれば、組合としても排出事業者の説明する等、対応していく。
- ⑩（事務局）古紙については家庭でも持って行ってもらえるので、中小零細業者でも分別排出が十分に可能である。古紙・木くずについては京都市が受入停止をしてもスムーズにいくと考えている。石膏ボードは民間の状況を見て判断したい。
- ⑪ 例えば施設で堆肥化し、その後の用途もJAと協議しているなら、分別排出に協力する。単に分別排出せよ、資源化せよ、民間施設でやれ、では事業者の多くは最初から無理だと感じてしまう。先の見通しを示し、段階的に取り組むことを明示して欲しい。
- ⑫ 資源化推進には、民間資源化施設と資源化物を利用する事業者との提携が不可欠である。
- ⑬ 事業系ごみも指定袋制導入により、プラスチック製容器包装の分別収集ができないか？
- ⑭ 有料指定袋にはメリットとデメリットがある。現在の議題をよく検討した後で必要があれば議題にのせればよい。
- ⑮ 事業系ごみ対策はパッケージであるべき。どうすればごみが資源化されるのか、減量されるのか、様々な手段のうち、これが大事なのでやりましょうという論理の立て方にしないといけない。啓発や、経済的手法で減らすという検討とした上で受入制限という規制的手法をとるべき。
- ⑯ 古紙・木くずは、分別排出すれば民間ルートに流れると思われるが、分別排出した後のルート作りやルート提示がなされていない。民間施設の受入条件などを説明し、市の受入制限に合意できるように進めるべき。
- ⑰ 目標数値に合わそうと無理やり種々の施策を盛り込んだという印象がある。挙げられている施策について定量的な効果の検討が必要。ごみ減量だけでなく、地球温暖化問題も前面に出したらどうか？ ISO14001 や KES の取得など自己管理能力や意識を高める必要あり。
- ⑱ 市民はがんばって分別しているのに、事業者がこういう状況では残念に思う。
- ⑲ 本来は事業者責任で処理すべきところを市がおおらかに受け入れてきた、それを是正していきたいという趣旨を確認いただき、そのもとで、事業者に理解いただく仕組みづくりが必要。事務局には今後の部会において丁寧な説明をしていただきたい。

2 事業系廃棄物の市の施設での受入のあり方について（中間報告案）

- ①分別収集を徹底することで、ごみ減量につながるという書き方をして欲しい。中間報告には、不足する民間施設については行政指導により充実をはかるという文章も織り込んで欲しい。
- ②資源化の受け皿整備については、行政として何らかのサポートしていく、という内容を盛り込むべき。
- ③古紙・木くずをターゲットにして、中小事業者の取組を中心に分別・減量を促進させる。
- ④説明不足と感じる点は以下の通り。丁寧な説明を加えて欲しい。
 - 事業系ごみが京都市全体のごみの中で大きなウエイトを占めていることが書かれていない。
 - 事業系ごみのうち、許可業者収集ごみと持込ごみが各々どの程度あるのかが説明されていない。
 - 告示産廃について、持込ごみのうちどの程度のウエイトを占めているのかが説明されていない。
- ⑤「1 事業系ごみの現状と背景」「2 課題」の間に、丁寧な循環フローの提示と定期的な資源化の確認について記述したほうがいい。石膏ボードは、「市関与による資源化が必要か」について×と書かれているが、△にするのが妥当と思う。
- ⑥中間報告案p7、「⑥埋立処分量を可能な限り削減」の最後の2行について、「受入制限すべき」という結論を出す段階ではない。この部分は慎重に考えていただきたい。
- ⑦収集方法についても考えないといけない。夜間に古紙やダンボールを出すのは放火のおそれがある。また、集積場所の確保などにどう対応するのかを考えておく必要がある。
- ⑧p3の下に「E 収集運搬業者にとっては、ごみの減量は売上減となり、インセンティブが働きにくい」と記述されているが、これは違う。ここは、「ごみを分別すると排出事業者にとってコストが高くなり、排出事業者の理解が得られない」とするべきである。
- ⑨「業者収集ごみについては、24時間体制で受入を行っており、パッカー車から、クリーンセンターのピットへ直接投入していることから、日常的な搬入物のチェックは容易でない」について、これは何でも放り込んでいようとれるので、表現を見直して欲しい。
- ⑩p5の「⑤告示産廃については将来的には廃止の方向で検討していく」について。告示産廃の中には、石膏ボード、アスベスト系の廃棄物など配慮が必要なものも含まれている。最後のところに「ただし、管理を要する廃棄物には公共関与などの仕組みがあっがいい」という趣旨の一文を加えても良いと考える。
- ⑪現在、自治体は処理する廃棄物の種類を減らしていく傾向にあり、その分、民間へ流れることになるが、不適切な処理により環境を悪化させる懸念も残っている。そういう場合、問題の廃棄物を自治体施設で積極的に受け入れる事態もありうると思う。石膏ボードについても、民間施設に処理を任せただけの場合に不適切な処理が行われないよう確認していく必要がある。市の処理施設においても有害ガス発生等の問題が起きているケースもある。
- ⑫焼却炉で燃やした際の熱は、発電等有効利用されているのか？ 家庭ごみ有料化で得た収益については、熱の有効利用のための施設設置などに有効使用して欲しい。
- ⑬地球温暖化問題とごみ減量の問題がどのように関わっているかの視点を持ちたい。出てきたごみを減らすだけでは二酸化炭素排出量の削減は難しいが、発生抑制は物を作る段階でのエネルギーを削減でき、二酸化炭素排出量の削減に大きな効果があるとされている。

京都市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏名	役職名
あさい としひこ 浅井 利彦	京都工業会 専務理事
いしの ようこ 石野 謡子	市民公募委員
いとう よしひろ 伊藤 義浩	京都市小売商総連合会 会長
いまにし つねこ 今西 恒子	京都市保健協議会連合会（～平成19年6月30日）
まつむら くにはる 松村 邦晴	京都市保健協議会連合会 会長（平成19年7月1日～）
きたちと つとむ 北本 勤	京都市職員労働組合連合会 執行委員長
たかはし おさむ 高橋 修	京都市環境局長（～平成19年3月31日）
くさかわ けんじ 草川 健治	京都市環境局長（平成19年4月1日～）
○ ぐんじま たかし 郡 孝	同志社大学経済学部 教授
こほり おさむ 小堀 脩	京都商工会議所 専務理事（～平成19年6月30日）
おくはら つねおき 奥原 恒興	京都商工会議所 専務理事（平成19年7月1日～）
さえき ひさこ 佐伯 久子	京都市地域女性連合会 常任委員
さかい しんいち 酒井 伸一	京都大学環境保全センター 教授
しんかわ こういち 新川 耕市	京都環境事業協同組合 副理事長
◎ たかつき ひろし 高月 紘	石川県立大学生物資源工学研究所 教授
なかじま かすこ 中島 和子	京都市生活学校連絡会 会長
はら つよし 原 強	コンシューマーズ京都（京都消団連） 理事長
ほり たかひろ 堀 孝弘	環境市民 事務局長
まきむら ひさこ 槇村 久子	京都女子大学現代社会学部 教授（～平成19年6月30日）
たむら ゆか 田村 有香	京都精華大学人文学部環境社会学科 専任講師 （平成19年12月14日～）
まつもと あきみつ 松本 明光	京都商店連盟 総務委員長
みやがわ せいじ 宮川 精慈	日本チェーンストア協会関西支部 参与
たけもと まさゆき 竹本 正行	京都百貨店協会 事務局長（㈱阪急百貨店 四条河原町阪急 総務部長） （～平成19年3月31日）
みやざき よしひろ 宮崎 好弘	京都百貨店協会 事務局長（㈱ジェイアール西日本伊勢丹 ジェイアール京都伊勢丹 総務部常務取締役総務部長） （平成19年4月1日～）
やまうち ひろし 山内 寛	京都市ごみ減量 めぐるくん推進友の会 会長

（敬称略）

◎：会長 ○：会長職務代理者

京都市廃棄物減量等推進審議会
事業系ごみ減量対策検討部会委員名簿

氏 名	役 職 名
あさい としひこ 浅井 利彦	京都工業会 専務理事
いとう よしひろ 伊藤 義浩	京都市小売商総連合会 会長
おくはら つねおき 奥原 恒興	京都商工会議所 専務理事
くんじま たかし 郡嶋 孝	同志社大学経済学部 教授
こさか まさひろ 小坂 正浩	京都環境事業協同組合 副理事長
さえき ひさこ 佐伯 久子	京都市地域女性連合会 常任委員
さかい しんいち 酒井 伸一	京都大学環境保全センター 教授
しんかわ こういち 新川 耕市	京都環境事業協同組合 理事長
◎ たかつき ひろし 高月 紘	石川県立大学生物資源工学研究所 教授
まつもと あきみつ 松本 明光	京都商店連盟 総務委員長
みやがわ せいじ 宮川 精慈	日本チェーンストア協会関西支部 参与

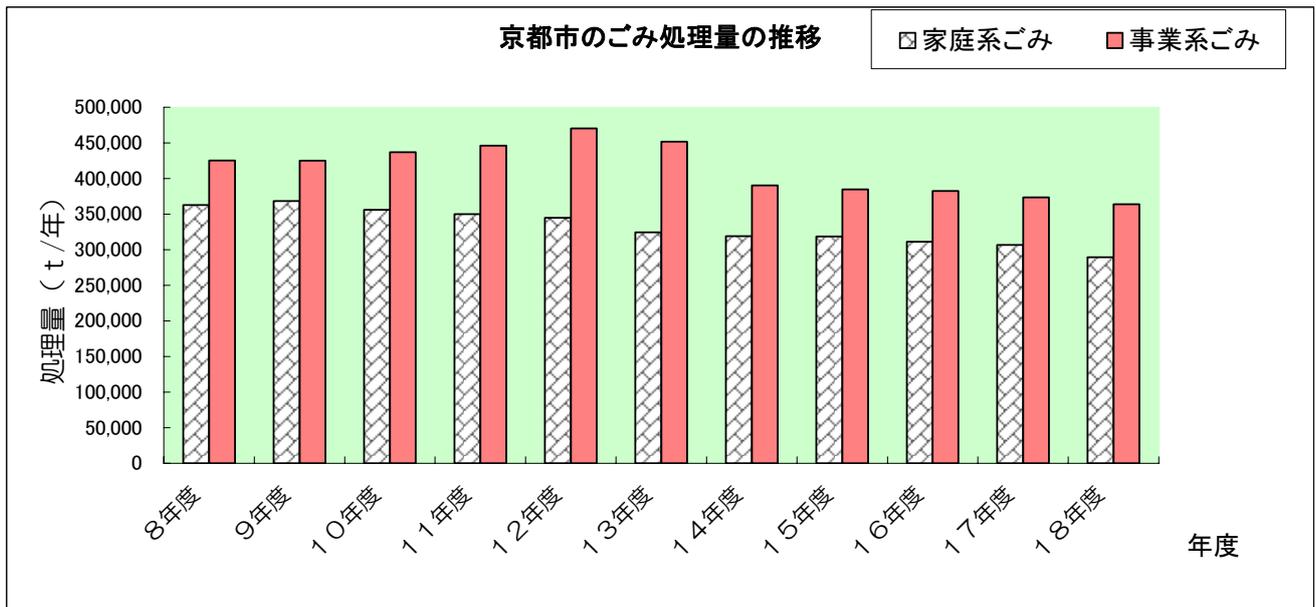
（敬称略，五十音順）

◎：部会長

1. 京都市のごみ処理量の推移

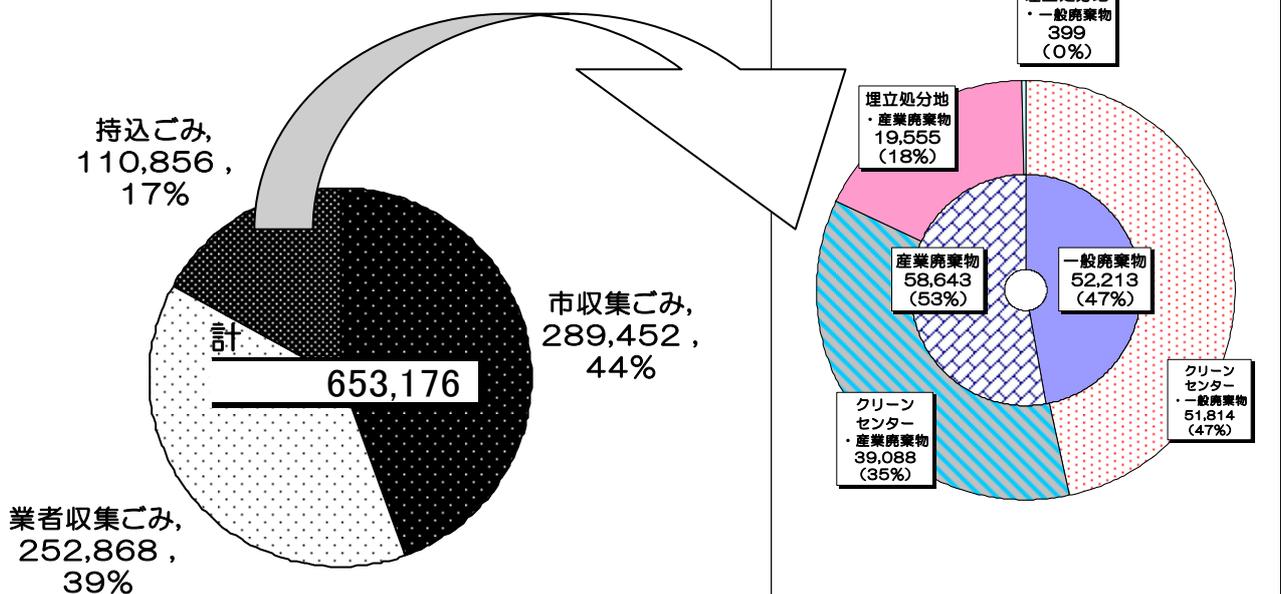
(t/年)

年度	家庭系ごみ		事業系ごみ				小計	割合	合計
	量	割合	業者収集ごみ	割合	持込ごみ	割合			
8年度	362,741	46.0%	255,957	32.5%	169,488	21.5%	425,445	54.0%	788,186
9年度	368,283	46.4%	269,121	33.9%	155,890	19.7%	425,011	53.6%	793,294
10年度	356,176	44.9%	270,285	34.1%	166,695	21.0%	436,980	55.1%	793,156
11年度	349,979	44.0%	259,151	32.5%	187,122	23.5%	446,273	56.0%	796,252
12年度	344,789	42.3%	265,321	32.6%	204,915	25.1%	470,236	57.7%	815,025
13年度	324,433	41.9%	268,129	34.6%	182,654	23.6%	450,783	58.1%	775,216
14年度	318,966	45.0%	267,039	37.7%	122,733	17.3%	389,772	55.0%	708,738
15年度	318,515	45.3%	263,437	37.5%	121,034	17.2%	384,471	54.7%	702,986
16年度	311,302	45.0%	256,146	37.0%	124,021	17.9%	380,167	55.0%	691,469
17年度	306,809	45.3%	251,867	37.2%	119,130	17.6%	370,997	54.7%	677,806
18年度	289,452	44.3%	252,868	38.7%	110,856	17.0%	363,724	55.7%	653,176



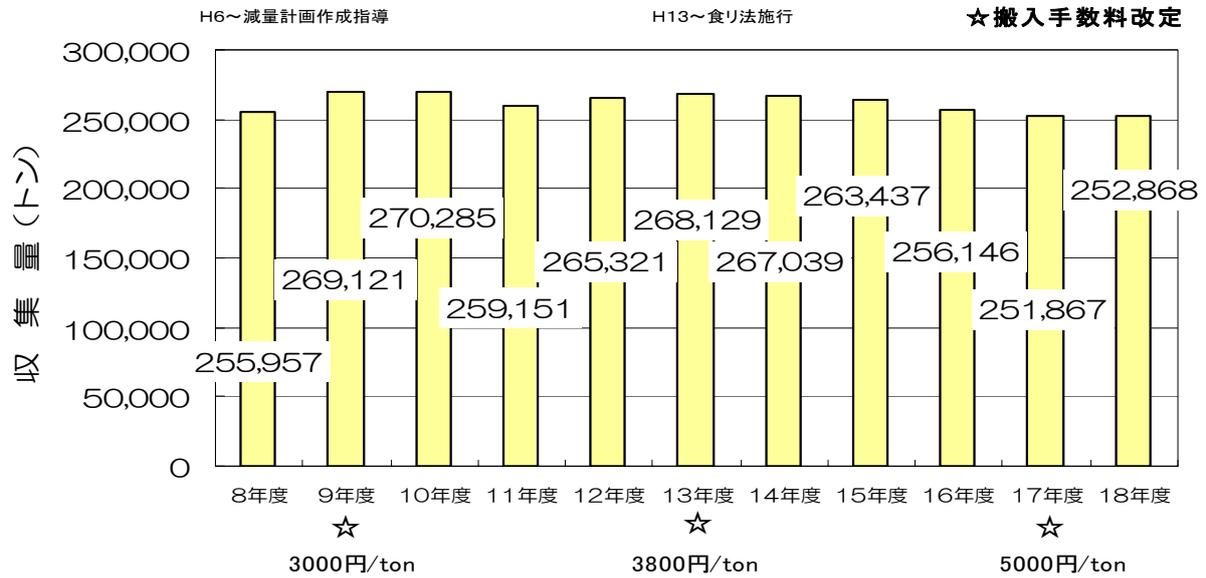
○ ごみ処理量の内訳 (平成18年度)

(単位: t)

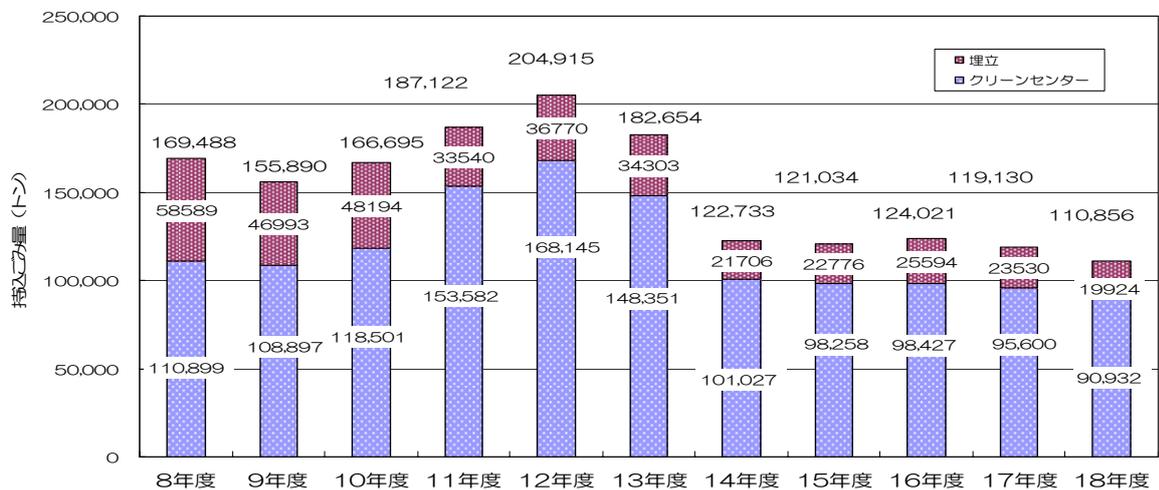


2 事業系ごみ量の推移

業者収集ごみ（業者収集マンションごみを含む）



持込ごみ（クリーンセンター，埋立処分地）



・大型ごみ有料化

・家庭リサイクル
法施行
・持込ごみ
手数料改定

・木くず・がれき類の
市施設での受入制限

・持込ごみ
手数料改定

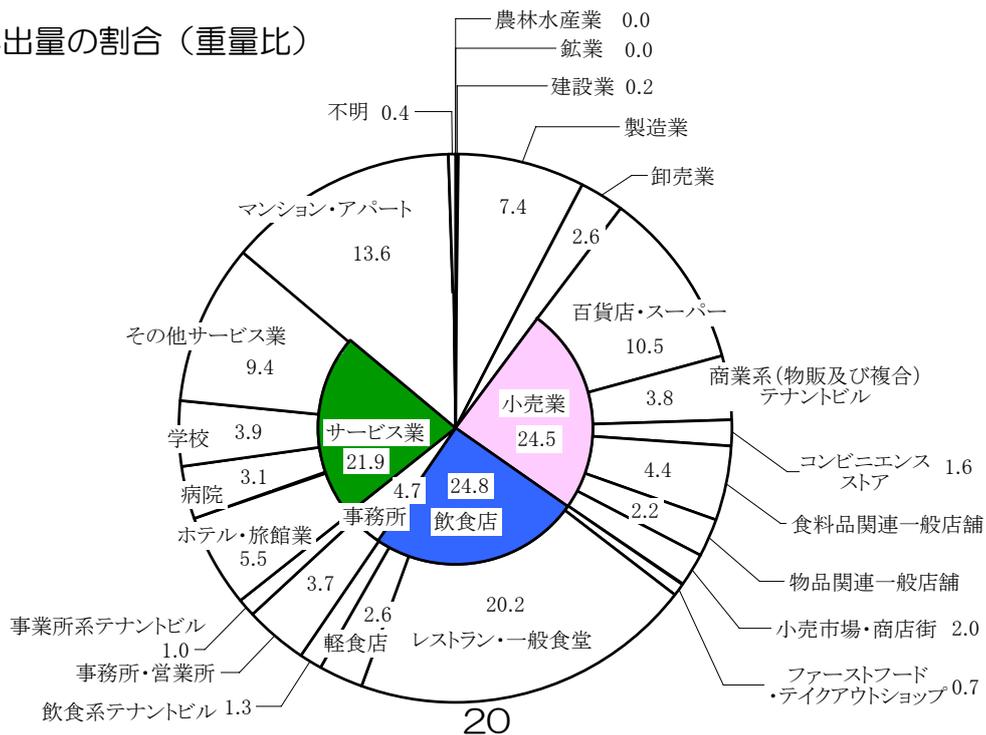
3 事業系ごみの組成

①業者収集ごみ

		業者収集ごみ 全体	
		重量	
		(t/年)	(%)
紙類		73,235	33.1
	容器包装	26,959	12.2
	その他	46,276	20.9
プラスチック類		27,846	12.6
	容器包装	21,014	9.5
	その他	6,832	3.1
繊維類		3,933	1.8
ゴム類		627	0.3
皮革類		190	0.1
ガラス類		2,825	1.3
	容器包装	2,540	1.2
	その他	285	0.1
金属類		4,547	2.1
	容器包装	3,749	1.7
	その他	3,748	0.4
陶磁器類		248	0.1
厨芥類(流出水分含む)		90,837	41.1
	加工原料くず・製品くず	47,757	21.6
	調理期限切れ、売れ残りの食料品	15,578	7.0
	一般厨芥(流出水分含む)	27,502	12.4
木片類		5,759	2.6
草木類		6,445	2.9
その他		4,706	2.1
全調査項目合計		221,196	100.0

注) 重量はH18年の推定搬入量(マンション等は除く)

業種別排出量の割合(重量比)



②持込ごみ

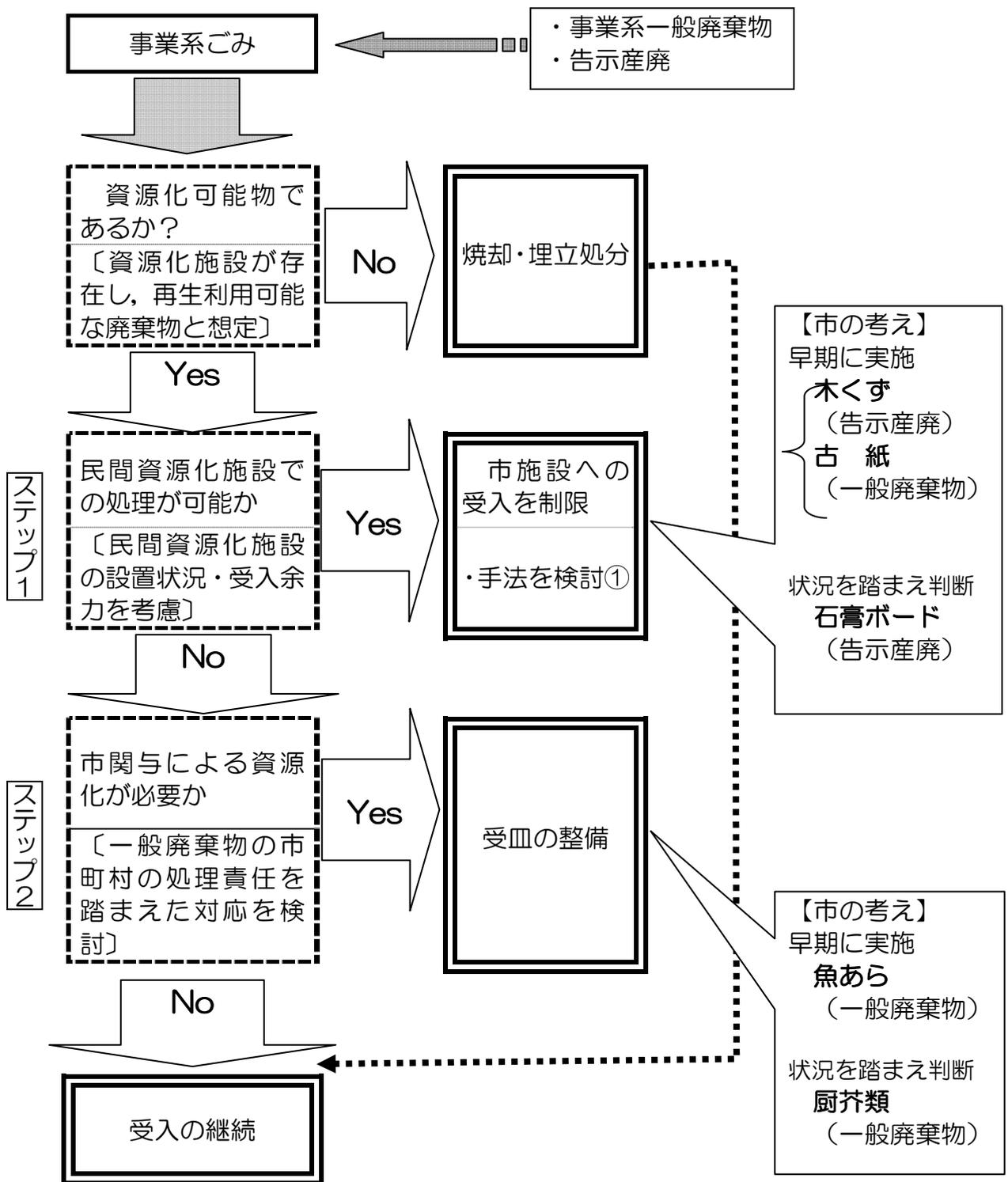
クリーンセンター

		自社及び収集 運搬業者による搬入	市民による搬入	全体	年間持込 ごみ量 (t/年)
木類	木くず	32.6	13.6	30.7	27,884
	その他(ディスプレイ等)	0.3	0.2	0.3	248
	家具類	18.5	25.5	19.2	17,487
	小計	51.4	39.3	50.2	45,620
刈草・剪定枝		14.5	1.5	13.2	12,016
紙類	古紙類	6.1	9.1	6.4	5,786
	その他	4.9	4.3	4.8	4,407
	小計	11.0	13.4	11.2	10,193
プラスチック類		3.3	17.3	4.7	4,267
金属類	自転車類	0.4	1.4	0.5	446
	スチール家具	0.3	3.3	0.6	555
	その他	0.4	6.1	0.9	855
	小計	1.1	10.8	2.0	1,856
陶磁器類・ガラス類		0.7	1.3	0.7	658
繊維類		5.5	9.7	5.9	5,358
柔軟物	畳	7.5	0.7	6.9	6,233
	その他	0.8	1.2	0.8	747
	小計	8.3	1.9	7.7	6,980
その他		4.2	4.8	4.4	3,984
合計		100.0	100.0	100.0	90,932

東部山間埋立処分地

		容積割合 (%)	重量割合 (%)	年間持込ごみ量 (t/年)
石膏ボード	解体	49.7	36.9	7,352
	新築	9.3	7.1	1,415
	小計	59.0	44.0	8,767
外壁材		8.6	13.3	2,650
波板スレート		6.7	8.5	1,694
グラスウール		5.6	2.2	438
コンクリートくず		4.2	5.9	1,176
アスファルトルーフィング		4.0	8.0	1,594
陶磁器くず		3.4	5.6	1,116
ALC板		2.5	1.9	379
ブロック片		1.5	2.1	418
ガラスくず		1.4	1.6	319
アスファルトくず		0.0	0.0	0
燃えがら		0.0	0.0	0
その他		3.1	6.9	1,375
合計		100	100	19,924

4. 事業系廃棄物の資源化へのフロー



①手法については以下のことが考えられる。

- ・ 品目を指定した受入基準の改正
- ・ 政策的な料金を設定

〔 判断 実施へ 〕

5 事業系ごみ中の資源化可能物

(1) 業者収集ごみ中の資源化可能物の占める割合

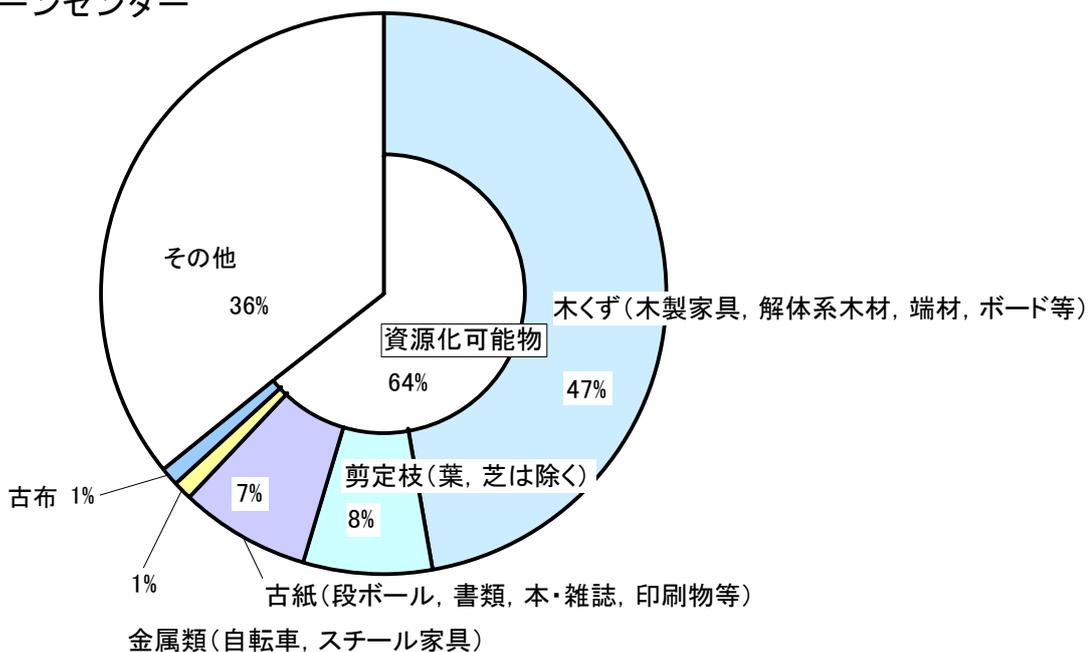
		資源化可能物				過去の調査結果	
		重量		容積		重量	
		(t/年)	(%)	(m ³ /年)	(%)	H4	H9
古紙類	新聞 (折ったままのみ。物を包むのに利用したものは除く)	2,500	1.13	7,626	0.40	1.2	3.4
	折り込み広告	1,275	0.58	9,978	0.52	0.5	
	雑誌	2,579	1.17	5,500	0.29	1.2	0.7
	書類	415	0.19	811	0.04		
	段ボール (部品等の小型除く)	10,880	4.92	227,705	11.81	7.5	13.4
	大型紙箱	4	0.00	99	0.01	0.0	7.3
	色白紙(コピー紙、電算用紙、帳簿・書類等)	1,350	0.61	13,850	0.72	1.5	
	色付き紙 (パンフレット、再生コピー紙、封筒等)	10,062	4.55	64,860	3.36	1.7	
	印刷残紙・出版残紙	604	0.27	2,239	0.12	0.0	
		紙パック (大型のみ、アルミテイング無し)	675	0.31	20,027	1.04	0.3
	小計	30,345	13.73	352,695	18.31	13.9	25.9
プラスチック類	トロ箱	1,003	0.45	140,264	7.28	0.6	—
	ペットボトル	1,794	0.81	53,206	2.76	0.1	1.6
	小計	2,796	1.26	193,470	10.04	0.7	1.6
古布類		870	0.39	5,369	0.28	0.1	—
びん類 (飲料、食料・調味料、日用品 ※業務用含む)		2,460	1.10	6,300	0.33	3.4	1.1
缶類 (飲料、食料・調味料、日用品 ※業務用含む)		2,572	1.17	36,357	1.89	2.7	5.6
資源化可能な物 合計		39,043	17.65	594,191	30.85	20.8	34.2
厨芥類	加工原料くず・製品くず	47,757	21.59	68,215	3.54	—	—
	調理期間切れ、売れ残りの食料品	15,578	7.04	34,481	1.79	—	—
	一般厨芥類	27,499	12.43	27,137	1.41	—	—
	小計	90,835	41.06	129,833	6.74	42.7	35.1
厨芥類含む合計		129,877	58.71	724,024	37.59	63.5	69.3

注) 過去の調査結果とは、H4：「一般廃棄物処理基本計画(策定に係る調査)」、H9：「事業系廃棄物の減量化のための分別収集モデル事業」

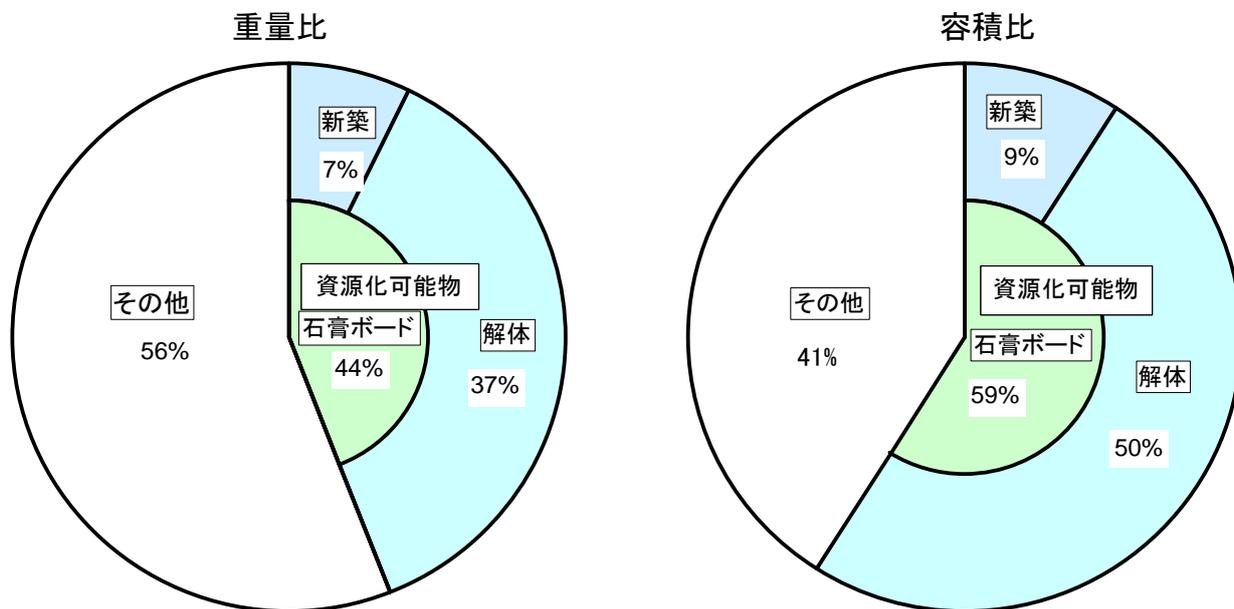
※ t, m³で示した数値は、平成18年度に業者収集ごみとして排出されたごみの推定量である。

(2) 持込ごみ中の資源化可能物の占める割合

① クリーンセンター



② 東部山間埋立処分地



6 民間資源化施設の受入状況

(1) 産業廃棄物に関する民間処理施設の状況

① 産業廃棄物に関する民間処理施設の状況（市内）

	該当する告示産廃	事業所数	処理能力 (t/年)	稼働率	受入余力 (t/年)	処理料金 (円/t)
焼却施設	木くず, 紙くず, 繊維くず	3 (2)	約4万	約84%	約0.6万	約25,000
がれき類 破碎施設	がれき類	11 (9)	約215万	約14%	約185万	約3,000
木くず 破碎施設	木くず	6 (5)	約13万	約59%	約5.3万	約14,000
石膏ボード 破碎施設【注】	石膏ボード	1 (0)	約0.4万	(-)	(-)	(-)
がれき類以外の 破碎等施設 (混合廃棄物の破碎, 選別等施設)	がれき類以外の 混合廃棄物	18(12)	(-)	(-)	(-)	廃棄物の種類に 応じ 5,000~ 28,000

※ () 内は回答事業所数及びそのデータを示す

※処理能力, 稼働率, 受入余力, 処理料金はアンケート調査回答の集計結果

※処理能力 (t/年): 1日当たりの処理能力×320日により算出

※稼働率 : 処理実績/処理能力

※【注1】石膏ボード破碎施設の処理能力は産業廃棄物「中間処理業」許可業者名簿の施設規模を用いて算出

② 産業廃棄物に関する民間施設の状況（市外）

		施設数	処理能力 (千t/年)	稼働率	受入余力 (千t/年)	処理料金 (円/t)
焼却施設	京都府	3(3)	約125	約22%	約98	〔約9,000円/m ³ 〕
	滋賀県	3(2)				
	大阪府	2(1)				
がれき類 破碎施設	京都府	18(12)	約5,440	約35%	約3,550	約3,000
	滋賀県	7(4)				
	大阪府	9(8)				
木くず 破碎 施設	京都府	3(0)	約400	約7%	約370	約14,000
	滋賀県	6(5)				
	大阪府	3(1)				
石膏 ボード 破碎施設	京都府	3(1)	約49	約47%	約30※ ²	約19,000 〔約10,000円/m ³ 〕
	滋賀県	1(1)				
	大阪府	5(4)				
埋立 処分場	京都府	1	—	—	—	20,000~30,000

※¹ 施設数はアンケートの回答数、()内は集計に用いた事業所数及びそのデータを示す

※² ヒアリングの結果、他業者が分離した石膏粉を受け、製品化している場合もあるため稼働率とは合わない。

〔受入条件〕

産廃品目	受入条件
各産廃共通	<ul style="list-style-type: none"> ●分別されていること ●異物の混入がないこと ●有害物、アスベスト等の混入のないもの (または含有(0.1%未満など)の制限有り) など
紙くず	
繊維くず (畳, じゅうたん等)	●大きさ, 長さ制限あり
木くず	●塗料, 防腐処理, 防蟻処理したものは除く など
がれき類	●大きさ制限あり
ガラス・コンクリート, 陶磁器くず (石膏ボード含む)	●形状制限あり ●油分, 塗料, 水濡れは避ける など

(2) 事業系一般廃棄物に関する民間施設の状況

処理品目		処理能力 (t/年)	処理実績 (t/年)	稼働率	受入余力 (t/年)	処理料金 (円/t)
剪定枝 【注1】	市内A社	約6,000	4,995	約83%	約1,000	約10,000
剪定枝	市内B社	約13,000	約3,000	約22%	約10,000	約15,000
厨芥類	市外C社	約7,000	約1,300	約18%	約6,000	約20,000
厨芥類	市外D社	約16,000	約8,700	約55%	約7,000	—
厨芥類	市外E社	約40,000	22,000	約55%	約18,000	約20,000

※処理能力 (t/年)：1日当たりの処理能力×320日により算出

※稼働率：処理実績/処理能力

※稼働率，受入余力，処理料金はアンケート調査回答の集計結果

※【注1】市内A社は平成17年度のヒアリング等の調査結果

(3) 専ら物等に関する民間施設の状況

専ら物等の種類	事業所所在地	事業所数	処理能力 (t/年)	処理実績 (t/年)	稼働率	受入余力 (t/年)	買取価格 (円/kg)
古紙類	市内	14	約358千	約255千	約71%	約126千	約7
	市外	3	約48千	約34千	約71%	約14千	約5
空き缶等	市内	7	約5千	約3千	約60%	約3千	約106 〔アルミ缶〕
びん類	市内	5	約41千	約15千	約37%	約26千	—
ペットボトル	市内	3	約1200	約660	約55%	約540	約5
	市外	1	1800	640	17%	3200	
繊維類	市内	4	約1千	約0.5千	約54%	約500	無償引取

※処理能力 (t/年)：1日当たりの処理能力×320日により算出

※稼働率：処理実績/処理能力

※処理能力，稼働率，受入余力，処理料金はアンケート調査回答の集計結果

〔受入条件〕

各専ら物共通	<ul style="list-style-type: none"> ●トラック1台以上等一定量以上まとまって引き渡せること ●異物の混入がないこと
--------	--

(4) 廃石膏ボードの再生利用施設の概要

	事業所	所在地	受入価格	受入可能量	受入実績	再生後の製品
①	A社	泉佐野市	約 8,000～ 9,000 円/m ³	約 14,000 t /年	283 t /年 (2006.8～)	リサイクル石膏 (建材メーカーへ)
②	B社	岸和田市	約 15,000 円/ t	約 12,000 t /年	500 t /月 程度	土壌固化材
③	C社	宇治市	約 20,000～ 25,000 円/t	約 1,500 t /年	2007 年度か らの新規事業	再生路盤材
④	D社	長岡京市	約 12,000～ 15,000 円/m ³	約 99,420 t /年		処理を他社に委託
⑤	E社	大阪市	8,000 円/m ³	56 m ³ /日 (紙くず等, その他廃棄物含む) 【約 20,000 m ³ /年】	341 m ³ /年	土壌固化材
⑥	F社	堺市	約 9,000～ 12,000 円/m ³	12.9 m ³ /日 (木くず等, その他廃棄物含む) 【約 3,500 m ³ /年】	約 6 m ³ /日	きれいな物は他社 に販売, それ以外は 埋立処分。
⑦	G社	高槻市	約 15,000～ 20,000 円/m ³	3.22 t /日 【約 900 t /年】	1 t /日以下	一次破碎の後, 他社 に処理を委託
⑧	H社	近江八幡市	15,000 円/ t	3,000 t /年	1,056 t /年	土壌固化材
⑨	I社	摂津市	約 7,000～ 15,000 円/m ³	16 t /日 【4,800 t /年】	4,000 t /年	〔石膏〕他社に販売 〔紙〕加工後, 他社に販売
⑩	J社	京都市		12 t /日 【約 3,000 t /年】	84.1 t /年	処理を他社に委託
⑪	K社	木津川市	30,000 円/ t	14,400 t /年	11,565 t /年	処理を他社に委託

※ アンケート及びヒアリング調査による

〔受入条件〕

- ・金属, モルタル等, 異物の付着が無いこと。
- ・アスベスト含有材は受入不可。
- ・ミンチ状のものも受入不可。
- ・水濡れ, 油汚れも程度により不可。

今後, 京都市で発生が予想される廃石膏ボード (解体時) の排出量 (試算)

排出年	解体時排出量 (千トン)	累 計 (千トン)
2007	19.0	19.0
2008	21.3	40.3
2009	25.1	65.5
2010	26.2	91.7
2015	30.7	227.4
2020	47.2	431.4
2025	49.4	669.1
2030	45.3	911.0
2035	46.1	1133.6

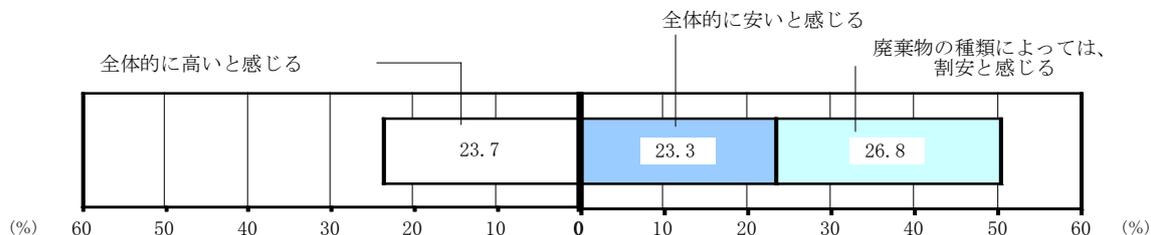
(社) 石膏ボード工業会資料より本市が試算

7. アンケート結果

(1) 持込ごみ搬入者の意向調査結果

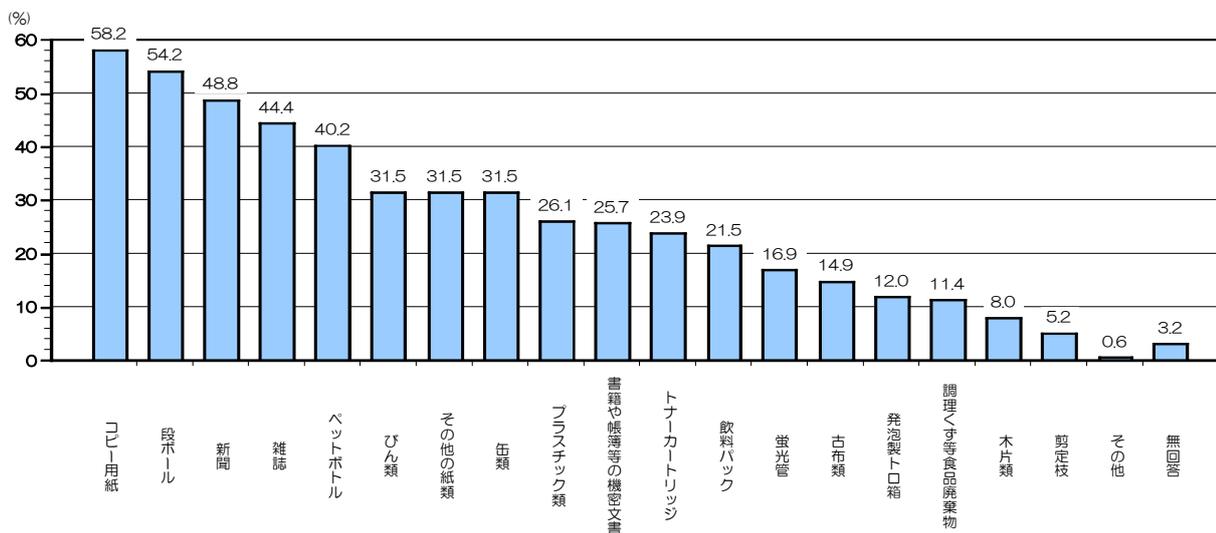
○受入手数料について

〈全体的な受入手数料の設定について〉



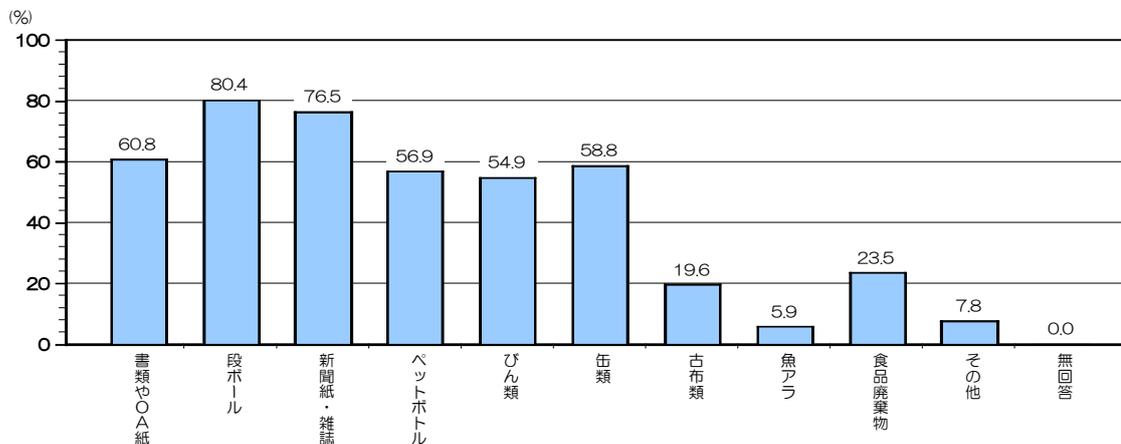
(2) 排出事業者の資源化に対する取組み (アンケート調査結果より)

○排出事業者が資源化可能と考えている品目



(3) 許可業者の資源化に対する取組み (アンケート調査結果より)

○許可業者が資源化可能と考えている品目



(4) 持込ごみ搬入者のごみ削減に関する主な自由意見（要約）

（カッコ内数字は同様意見の数）

<受入料金に関する意見>

- 料金体系の改善（10kg 単位等） 家具1つで1000円は高すぎる。（5）
- 廃棄物の処理施設がなく，民間施設は高すぎる。（2）
- 削減方法で，まず，価格の値上げでは解決にならない。
- 搬入手数料の値上げは，市の施設への搬入は削減されるが，民間施設に行くだけで削減にはならない。（2）
- クリーンセンターへの搬入手数料をもう少し上げてほしいと思う。
- クリーンセンターは手数料が大変安いので助かる。
- 受入単価の累進性を緩めて欲しい。

<受入制限に関する意見>

- 削減もいいが，捨てる所を無くすると不法投棄が多くなるので公共の処分施設は必要（4）
- 量の制限や，手数料が高くなる事は仕方が無いが，なるべく多くの種類を受入れて欲しい。受入拒否するものは受入施設を紹介すべき。（3）
- 木材などは少しでもリサイクル業者に持って行っているが，処分不可能なものは市で処分すべき。（3）
- 持込ゴミの一台あたりの量を1立法メートル以内に制限しているが，軽トラックでもその3倍程度は積める。何度も往復することは，かえって余分なガソリンを消費し，温暖化防止に逆行

<処理方法に関する意見>

- 処分のことを考えて生産すべき。ごみは必ず出るので，リサイクル出来る物はきっちり分けて搬入すべき。ごみを最小にして搬入させていただくということが，みんなに広まり，リサイクル施設が充実すれば，削減できるのではないか。
- 造園業をしており，剪定ゴミを4年前よりチップ機を入れてリサイクルし，約50%削減できている。
- まだまだ使える物が大量に処分されており，もったいなく思う。使えそうな家具類をはじめ，木材の切端などを仕分けし，リサイクル品として販売してはどうか？
- かつて大量の書類をクリーンセンターに捨てていたが，最近は古紙回収業者に頼みコストを削減している。
- かんなくず，のこくずを以前は公衆浴場が油の代わりに利用していた。
- 一般業者，市民に対しては分別，持ち込みについて厳しいが，事業系一般廃棄物のパッカー車のごみもきっちり分別してリサイクルすべき。
- 有料でもよいので，リサイクル出来る物は分類して製造メーカーに引き取ってもらわなければならない。

<市による施設整備>

- 京都は造園業者が多く剪定枝を燃やすことは時代遅れ。市営のチップ化施設を検討してほしい。（3）
- 家庭で出るものは，リサイクルなどができるようシステムを市が整備してほしい。
- 埋立ごみは細かく粉砕し，埋立用資材販売しても良いのではないか。
- 細分別を徹底して市施設内で再利用（堆肥化，舗装材等）

8. これまでの事業系ごみ減量化等に関する京都市の取組

- S47.3～ 廃棄物処理法第11条2項の規定に基づき、市が一般廃棄物と合わせて処分する産業廃棄物を告示（告示産廃）
- H 6.4～ 事業用大規模建築物（延床 3,000 m²以上）の所有者への減量指導減量計画書の作成
- H 9.7 秘密書類リサイクル事業開始
持込ごみ手数料改定 700円/100kg
- H12.6 減量計画書を作成すべき事業用大規模建築物の対象拡大
（大規模小売店舗については延床 1,000 m²以上に拡大）
- H13～ 家電リサイクル法施行による家電4品目の受入停止
- H13.7～ 告示産廃の持込量に制限（100 t/月）
持込ごみ手数料改定 料金体系に累進性を導入

クリーンセンター		東部山間埋立処分場	
500kg まで	800円/100kg	1 t まで	800円/100kg
> 500kg ≤ 2 t	1,200円/100kg	> 1 t ≤ 3 t	1,200円/100kg
2 t 超	1,600円/100kg	3 t 超	1,600円/100kg

- H13.8～ 持込ごみ多量搬入者（6 t/月以上）の登録制度を開始
- H14.7～ 建設リサイクル法の施行に伴い、木くず、がれき類の持込を原則禁止
木くず等の民間処理業者への誘導
- H16～ 食品リサイクル法に基づく厨芥類の収集運搬業許可を付与
- H17.7～ 産業廃棄物の持込量の制限を強化（50 t/月）
持込ごみ手数料改定 累進性を強化

クリーンセンター		東部山間埋立処分場	
300kg まで	1,000円/100kg	600kg まで	1,200円/100kg
> 300kg ≤ 1 t	1,400円/100kg	> 600 kg ≤ 2 t	1,600円/100kg
1 t 超	1,800円/100kg	2 t 超	2,000円/100kg

- H18.4～ 許可業者搬入手数料の新設
- H19.4～ 減量計画書と作成すべき事業用大規模建築物に対象拡大
（延床 1000 m²以上のすべての建築物）

受入制限を実施した場合の、市施設への搬入量の推定

		平成13年度 （基準）	平成18年度 （実績）	受入制限による 推定減量 t/年	18年度比	平成22年度 （中間目標）	平成27年度 （最終目標）
古紙類 （減少率50% を想定）	業者 収集			-15,000	-4.1%		
	持込			-2,500	-0.7%		
木くず	持込			-36,000	-9.9%		
石膏ボード	持込			-8,800	-2.4%		
合 計				-62,300	-17.2%		
処理処分量 （焼却+直接埋立 t/年）		448,361	362,456	300,156		321,141	314,094
対18年度比				82.8%			

○京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）	○京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抜粋）
<p>(本市が行う産業廃棄物の処理) 第 22 条 法第 11 条第 2 項の規定により本市が行う産業廃棄物の処理は、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物で別に定めるものの処分とする。</p>	<p>(本市が処分する産業廃棄物) 第 9 条 条例第 22 条に規定する産業廃棄物で別に定めるものは、中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に掲げる者が本市の区域内において排出した産業廃棄物で別に定めるものとする。 2 市長は、本市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項に規定する産業廃棄物の処分を行わないことがある。</p>
<p>(一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準) 第 23 条 本市が設置する一般廃棄物処理施設に廃棄物を搬入しようとする者は、別に定める基準に従わなければならない。 2 前項の場合において、廃棄物を搬入しようとする者が同項の基準に従わないときは、市長は、当該廃棄物の受入を拒否することができる。</p>	<p>(一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準) 第 11 条 条例第 23 条第 1 項に規定する別に定める基準は、次のとおりとする。 (1) 本市の区域外において生じた廃棄物を搬入しないこと。 (2) 特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物を搬入しないこと。 (3) 重量が 1 キログラムを超えるパーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。)を搬入しないこと。 (4) 条例第 22 条に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物を搬入しないこと。 (5) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、焼却による処分を行う施設に搬入しようとする場合においては、次に掲げる要件に該当する廃棄物以外の廃棄物を搬入しないこと。 ア 可燃物であること。 イ 有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、体積又は重量が著しく大きいこと等により本市が行う一般廃棄物の処分に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。 (6) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、破碎による処分を行う施設に搬入しようとする場合においては、前号イに掲げる要件に該当する廃棄物以外の廃棄物を搬入しないこと。 (7) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、埋立てによる処分を行う施設に搬入しようとする場合においては、次に掲げる要件に該当する廃棄物以外の廃棄物を搬入しないこと。 ア 不燃物であること。 イ 有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、容易に飛散し、又は流出すること等により本市が行う一般廃棄物の処分に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。 (8) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、特定の廃棄物の再生を目的とする施設に搬入しようとする場合においては、当該特定の廃棄物以外の廃棄物を搬入しないこと。</p>

○本市が処分する産業廃棄物(抜粋) 昭和 47 年 3 月 31 日 告示第 308 号(制定)

種類

- 第 1 類 紙くず、木くず(竹、小片又は建具若しくは家具に係るものに限る。)及び繊維くず
- 第 2 類 ガラスくず、コンクリートくず(小片に限る。ただし、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、陶磁器くず及び第 1 類に掲げる産業廃棄物を焼却したもの
- 第 3 類 がれき類(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 2 条第 6 項に規定する特定建設資材廃棄物に該当するものについては、小片に限る。)

搬入量

- (1) 一の事業者又は一の産業廃棄物収集運搬業者が種類に定める第 1 類の産業廃棄物を本市の設置する一般廃棄物処理施設に搬入する量が毎月 50 トン以下であること。
- (2) 一の事業者又は一の産業廃棄物収集運搬業者が種類に定める第 2 類及び第 3 類の産業廃棄物を本市の設置する一般廃棄物処理施設に搬入する量が毎月 50 トン以下であること。
- (3) 一の事業者又は一の産業廃棄物収集運搬業者が種類に定める第 1 類の産業廃棄物中木くずのうち小片、第 2 類の産業廃棄物のうちコンクリートくず又は第 3 類の産業廃棄物のうち特定建設資材廃棄物に該当するものを本市の設置する一般廃棄物処理施設に搬入する量が 1 回につきおおむね 200 キログラム未満であり、かつ、おおむね 1 立方メートル未満であること。

「事業系ごみ減量施策のあり方」に関する今後のスケジュール（案）

	審議内容	調査等
第1回 (5/22)	これまでの論点整理と議論の方向について 調査内容の説明	
第2回 (8/3)	調査内容に基づく減量化対策の検討① 調査結果の概要と市の施設での受入のあり 方について	
事業系ごみ減量対策基礎調査の実施		○排出事業者の意向調査 ○収集運搬許可事業者の意 向調査 ○調査結果の解析 ○再生利用可能量等の算 定
第3回 (9/19)	調査内容に基づく減量化対策の検討②	
第4回 (10/26)	調査内容に基づく減量化対策の検討③ 中間報告とりまとめ	
第41回 本会 (12/14)	部会からの中間報告について	
第5回 (20年 1月下旬)	事業系ごみ減量化へ向けた、効果的なインセ ンティブの模索について①	
第6回 (3月)	事業系ごみ減量化へ向けた、効果的なインセ ンティブの模索について②	
第7回 (4月以降)	事業系ごみ減量化へ向けた、効果的なインセ ンティブの模索について③	
第8回	最終報告とりまとめ	
第42回 本会	部会からの最終報告を踏まえた答申の内容 について	



答 申

平成19年11月2日
環 境 局
(担当：循環企画課 TEL213-4930)

家庭ごみの有料指定袋制導入後における京都市のごみ収集量について

京都市では、この度、平成18年10月に家庭ごみの有料指定袋制を導入して以降のごみ収集量を、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

制度を導入することにより、この1年間で、家庭ごみは前年度と比較して約16%、缶・びん・ペットボトルの資源ごみにおいても約21%減量できるなど、主なごみ収集量は、約8%の減量となっています。

京都市民の皆様の高い環境意識に支えられて、着実に制度導入による効果が上がっており、ごみの減量が進んでいます。

記

1 家庭ごみ

	10月～3月	4月～9月	合 計
18年度～19年度	116,491 t	119,524 t	236,015 t
17年度～18年度	136,461 t	146,169 t	282,630 t
対前年度比	△14.6% (△19,970 t)	△18.2% (△26,645 t)	△16.5% (△46,615 t)

※対前年度比：前年同月のごみ量との比較（以下同じ）

2 缶・びん・ペットボトル

	10月～3月	4月～9月	合 計
18年度～19年度	6,685 t	7,484 t	14,169 t
17年度～18年度	8,438 t	9,484 t	17,922 t
対前年度比	△20.8% (△1,753 t)	△21.1% (△2,000 t)	△20.9% (△3,753 t)

3 業者収集ごみ量

	10月～3月	4月～9月	合計
18年度～19年度	126,864 t	122,805 t	249,669 t
17年度～18年度	125,122 t	126,004 t	251,126 t
対前年度比	+1.4% (+1,742 t)	△2.5% (△3,199 t)	△0.6% (△1,457 t)

4 持込ごみ

	10月～3月	4月～9月	合計
18年度～19年度	53,850 t	53,653 t	107,503 t
17年度～18年度	53,553 t	57,006 t	110,559 t
対前年度比	+0.6% (+297 t)	△5.9% (△3,353 t)	△2.8% (△3,056 t)

5 1～4の合計

	10月～3月	4月～9月	合計
18年度～19年度	306,077 t	303,790 t	609,867 t
17年度～18年度	325,671 t	339,094 t	664,765 t
対前年度比	△6.0% (△19,594 t)	△10.4% (△35,304 t)	△8.3% (△54,898 t)

※供物収集ごみ等の「その他ごみ量」も含む。

(参 考)

循環型社会推進部ホームページアドレス：<http://www.city.kyoto.jp/kankyo/recycle/index.html>

有料指定袋制導入前後の市民アンケート調査結果（概要版）

平成19年7月 京都市環境局

1 調査の概要

(1) 調査の趣旨

- 平成18年10月に家庭ごみの有料指定袋制を導入したことによる市民の意識・行動の変化の有無・程度などを把握した。

(2) 調査方法

- 無作為抽出による市民2,000人への郵送アンケート調査を制度導入前後の平成18年8月、平成19年2月に実施し、市民の意識・行動の客観的な把握に努めた。

① 調査対象

住民基本台帳及び外国人登録データから、行政区の人口割合で無作為に抽出した京都市在住の20歳以上の市民2,000人（1,2回目それぞれ2,000人ずつを無作為に抽出）

② 配布数・回収数・回収率

回収率はいずれもほぼ50%であり、これまでに実施した同様の事例に比べると相対的に高い回収率が得られた。

表1 配布数・回収数・回収率

項目		第1回調査 (有料指定袋制導入前)	第2回調査 (有料指定袋制導入後)
1	配布数（有効配布数）	2,000（1,952）※	2,000（1,954）※
2	回収数	953	987
3	回収率（回収数÷有効配布数）	48.8%	50.5%

※ 転居先不明等による不着があったため。

③ 調査期間

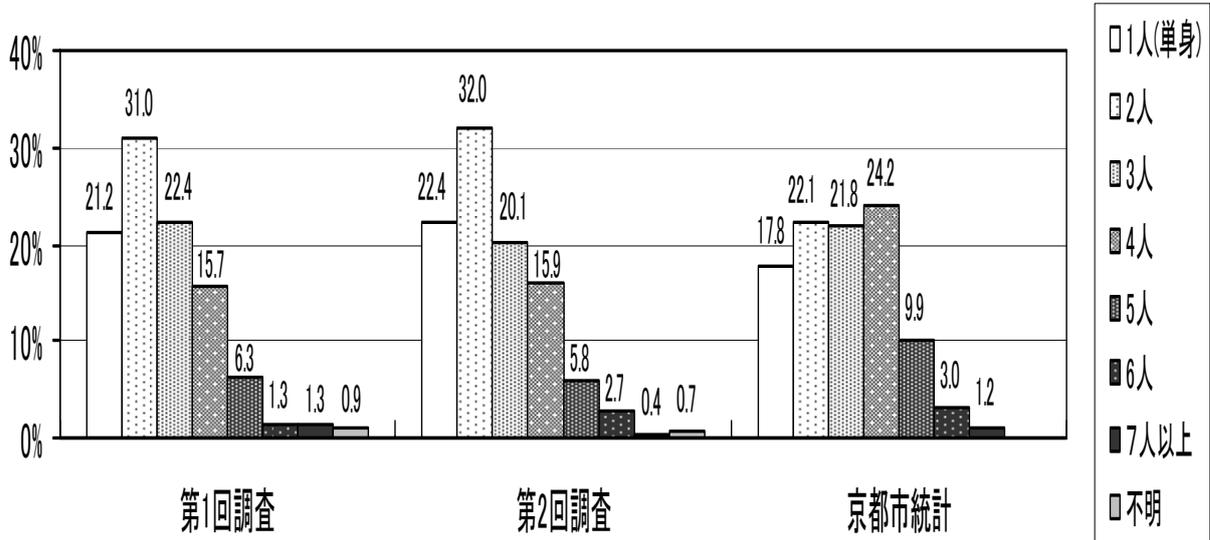
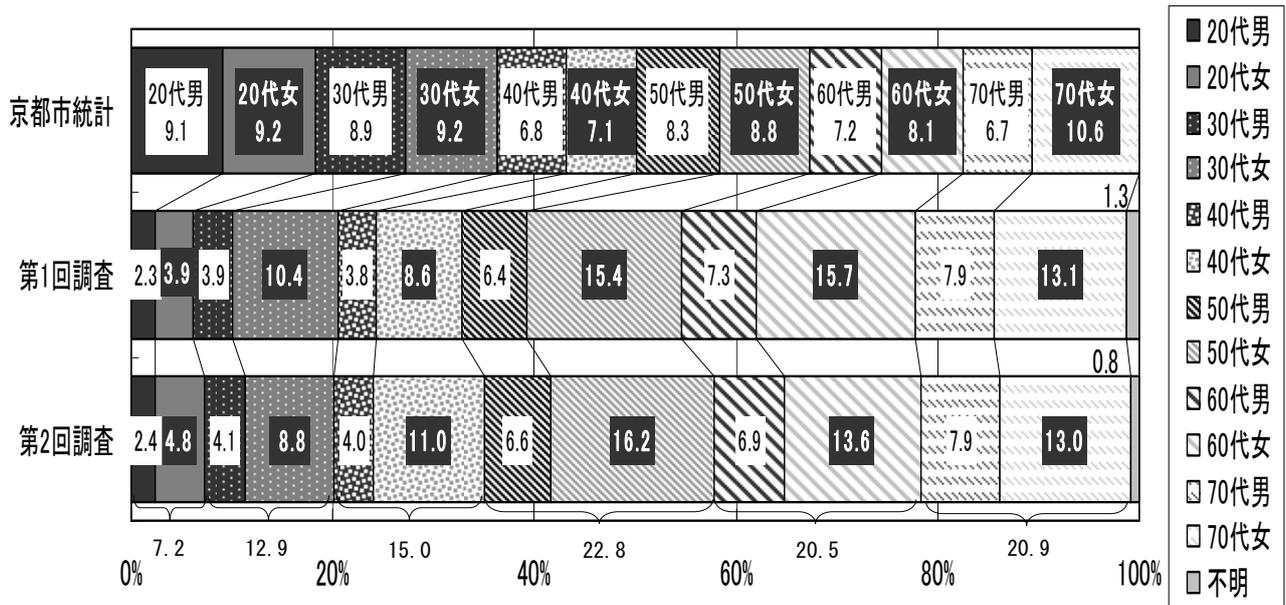
表2 調査の開始から回収までのスケジュール

項目		第1回調査 (有料指定袋制導入前)	第2回調査 (有料指定袋制導入後)
1	調査票発送	18/8/5	19/1/26
2	督促状発送	18/8/22	19/2/9
3	回収締め切り（実質）	18/8/31	19/2/26

2 回答者の属性

性別×年齢の構成比を下図に示す。

- 20～30歳代の回答率が低いものの、50歳代以上の回答率は、いずれも20%を超えている。また、50歳代からの回答率が高く、約23%を占めている。
- どの年代を見ても女性の回答者が多く、特に50歳代以上の女性の比率が高い。
- 世帯構成人数は、京都市統計に比べ1人及び2人の世帯からの回答が多く、4人以上の比率が小さかったが、第1回目調査（以下、第1回と略す。）と第2回目調査（以下、第2回と略す。）は、ほとんど同じ構成からの回答であった。



3 ごみ減量・リサイクルに関する市民の行動

(1) 自宅でのごみの出し方等の変化について

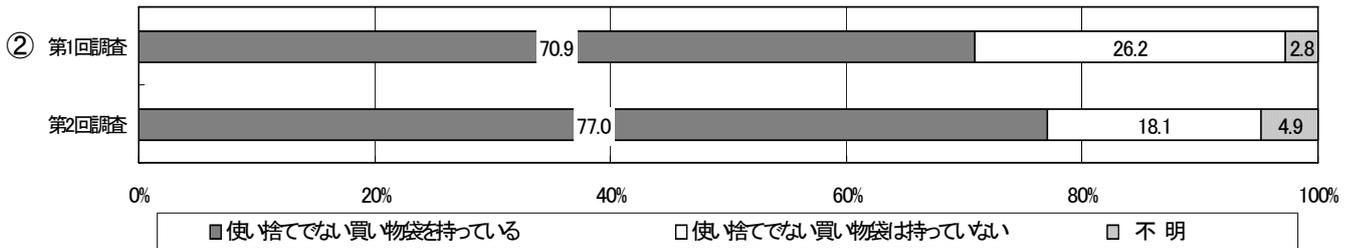
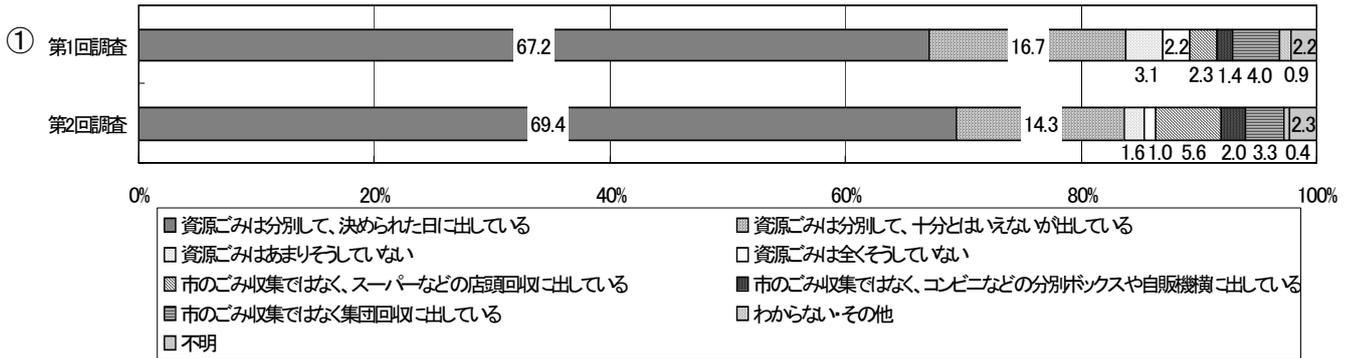
缶・びん・ペットボトルの出し方など行動の変化について

① 店頭回収に出す割合が増加

缶・びん・ペットボトルを資源ごみに分別していつも出している比率が増加するとともに、店頭回収に出している比率が2倍以上に増加している。

② 買い物袋（マイバック）を持参する人が増加

使い捨てでない買い物袋を持っている比率は1割程度増加している。

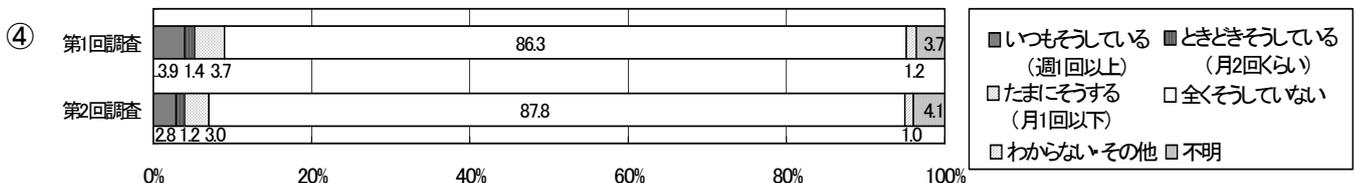
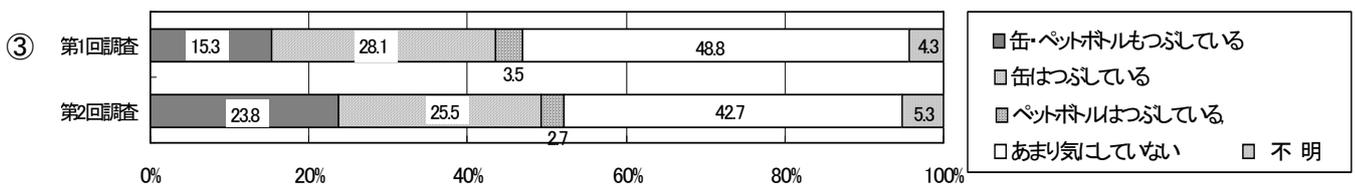


③ 減容化の傾向

缶・ペットボトルは、できるだけつぶしてから捨てる人の比率が1割程度増加している。

④ 公共のごみ箱等への排出動向

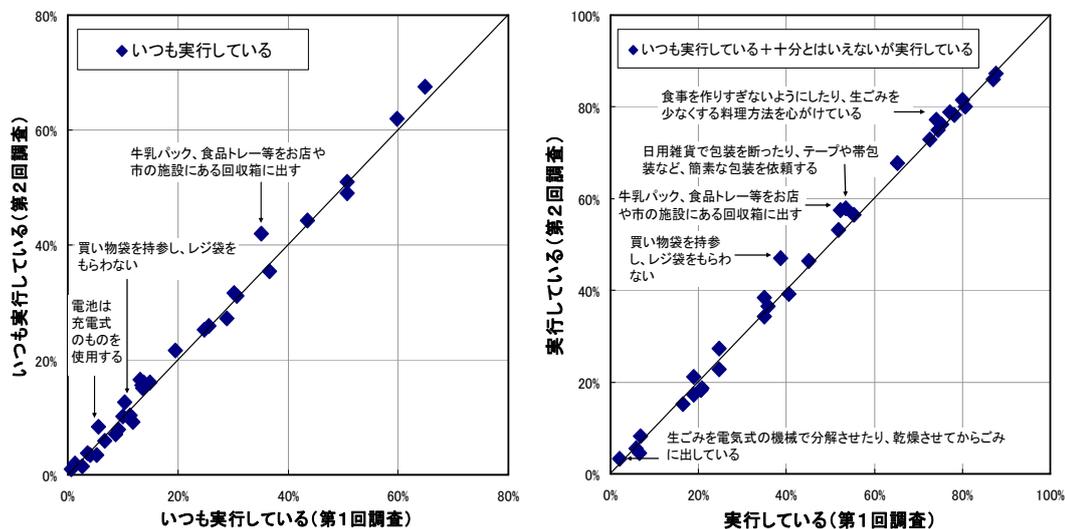
家庭ごみを家の外のごみ箱に捨てる比率に大きな変化はないが、「そうしている」比率は、前回より低下している。



(2) 3R (リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル) に向けた行動の変化について

「日常の買い物などでの2R (リデュース・リユース)」及び「不要物のリサイクルやリユースに向けた行動」について、その行動実施の程度を調査。

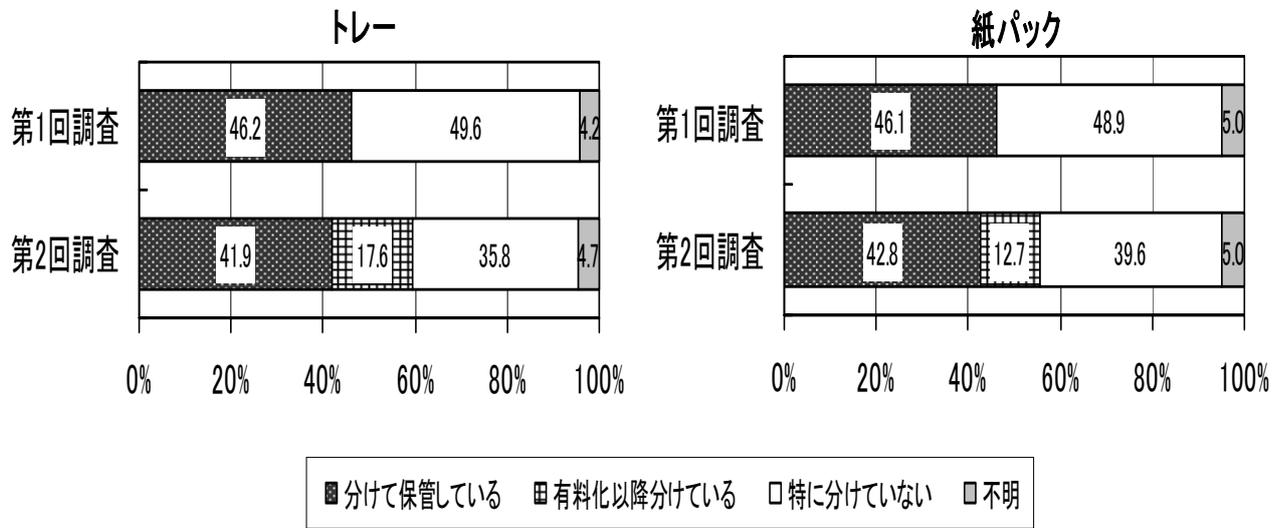
- 「いつも実行している」行動で最も多かったのは「牛乳パック、食品トレー等をお店や市の施設にある回収箱に出す」の増加(7%増)であった。
- 「いつも実行している」と「十分ではないが実行している」行動では、「買い物袋を持参し、レジ袋をもらわない」の増加(8%増)が最も多かった。
- ごみの出し方や減量行動の変化の有無の全体的な質問で「集団回収、ちり紙交換、店頭回収などを活用するようになった」や「包装の少ない商品を買うなど、買い物時の考え方が変わった」とする回答が増加しており、有料指定袋制導入をきっかけに3Rに向けた具体的な行動への意識変化が表われている。



※上図は、横軸を第1回、縦軸を第2回とし、質問ごとに「いつも実行している」(左図)または「いつも実行している」+「十分とはいえないが実行している」(右図)の回答を並べ、第1、2回の変化の状況を示した。斜めの直線上は、第1、2回とも、同じ比率だったことを表し、斜め線の左上は「実行している」が第2回の方が高くなり、斜め線の右下「実行している」が第1回より下がったことを表している。

(3) 不要物の分別保管について

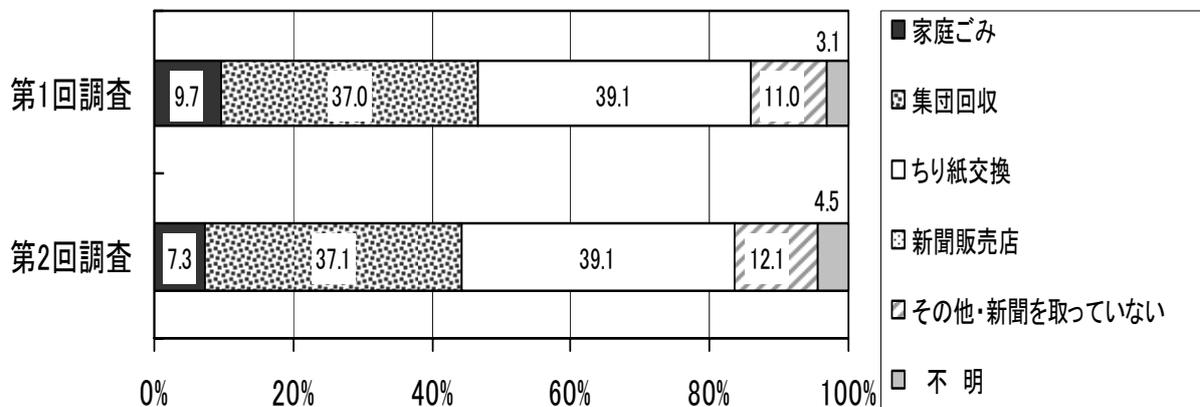
○ トレーについては 2 割弱、紙パックについては 1 割強の回答者が新たにトレーを分別保管するようになったと回答しており、6割近い人がこれらを分別保管している。



(4) 自宅でのごみの出し方等について

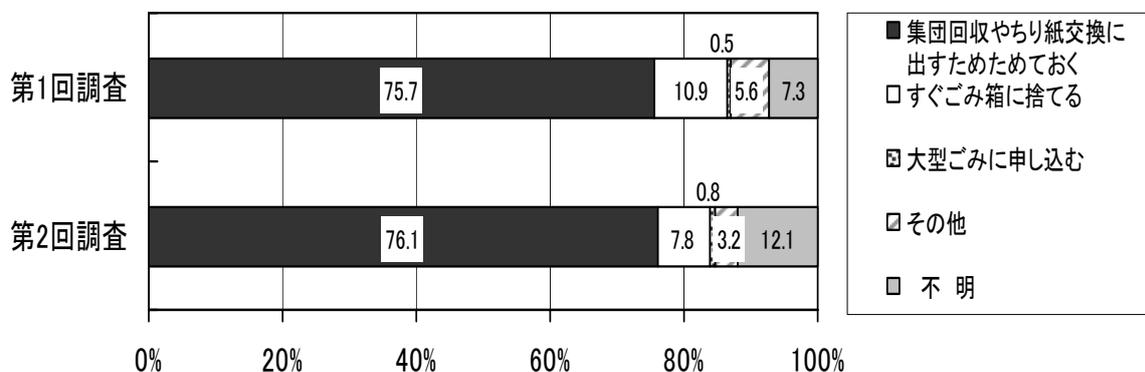
自宅でのごみの出し方について

○ 読み終わった新聞の排出先として、有料指定袋制導入後は、「家庭ごみに出す」比率が低下している。

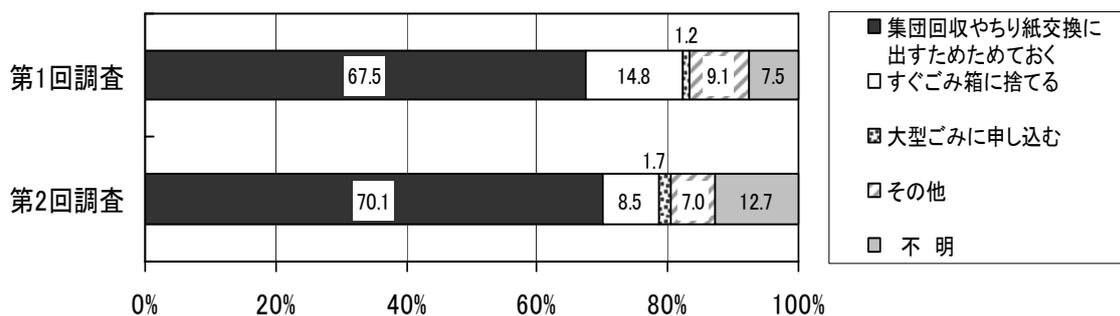


○ 不要になった古紙への対応方法として雑誌・段ボールについては、有料指定袋制導入後は、「すぐごみ箱に捨てる」比率が低下し、「集団回収やちり紙交換に出すためためておく」が増加している。特に段ボールは雑誌の場合よりその傾向がより強かった。

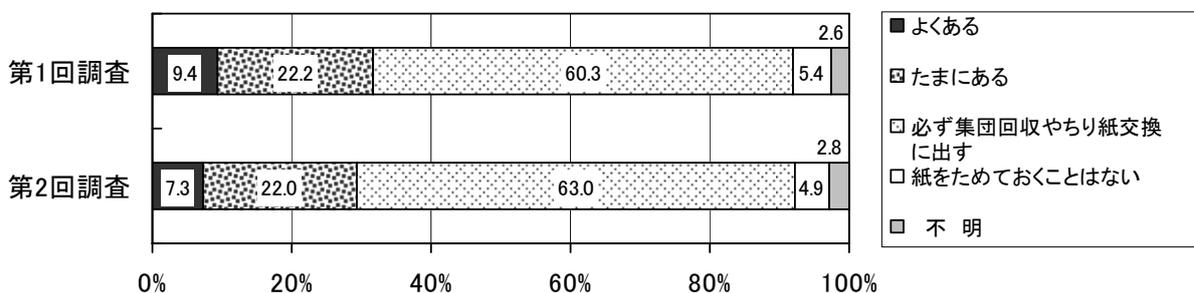
雑誌



段ボール



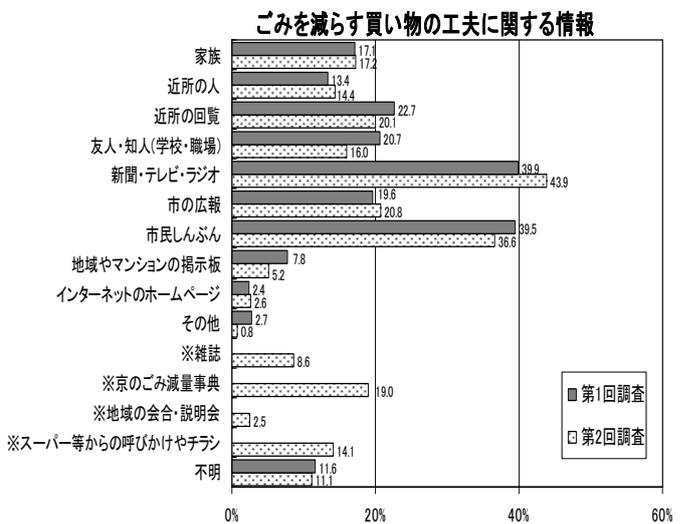
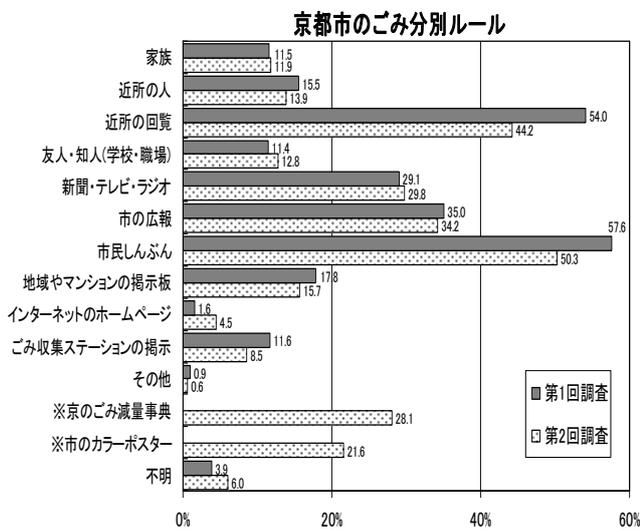
○ 有料指定袋制導入後は、ためておいた古紙を、家庭ごみに捨てるとする比率が低下し、必ずリサイクルに出す比率が増加した。



(5) ごみ問題に関する情報源について

ごみ問題に関する情報源を、情報の種類ごとに尋ねた。

- 京都市のごみ分別ルールについての情報源としては「京のごみ減量事典」は約 3 割の回答者が、また、「市のカラーポスター」は約 2 割の回答者が参考に使っているという結果であった。
- ごみを減らす買い物の工夫に関する情報については、「京のごみ減量事典」を約 2 割の回答者が参考としていた。
- 新聞、ラジオ、テレビ、市民新聞等の広告媒体や近所の回覧を多くの方がごみ減量の情報源としており、今後ともこれらをごみ減量等に向けた情報源として更なる活用に努めていく必要性が示されている。

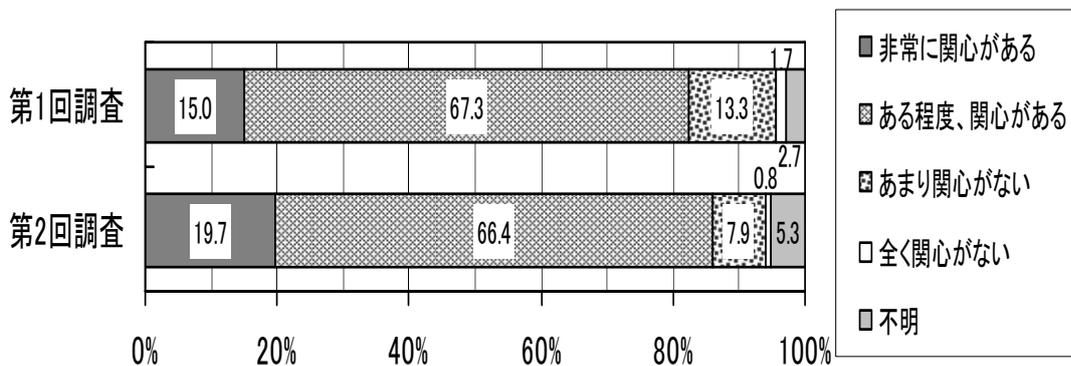


※ 両回とも、「その他」～「不明」の間の「京のごみ減量事典」等は、第 2 回において追加した回答肢である。

4 ごみ減量・リサイクルに関する市民の意識・意見

(1) ごみ問題やリサイクルの取組への関心度について

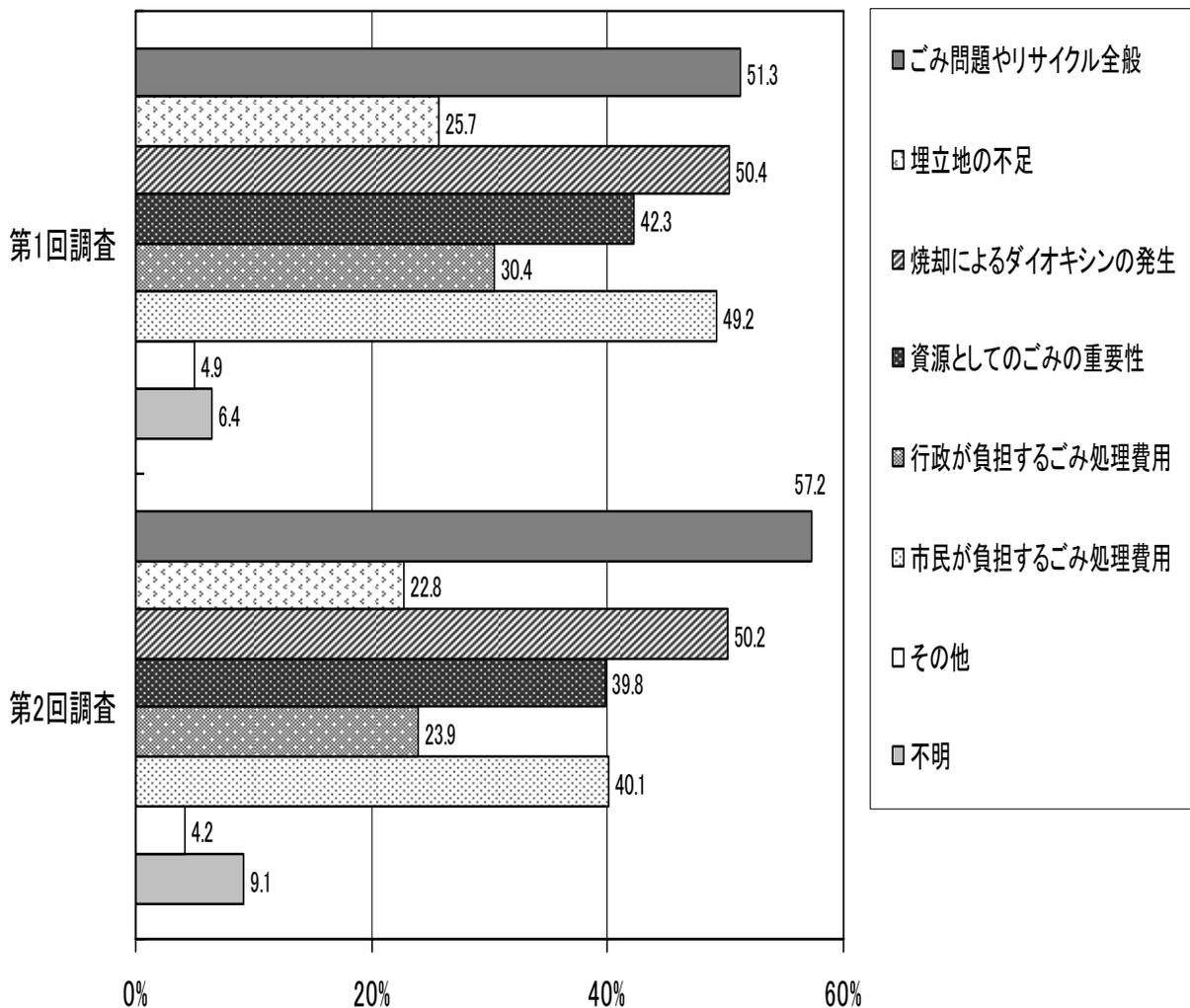
ごみ問題やリサイクルの取組に「非常に関心がある」とする比率が上昇し、「あまり関心がない」とする比率が低下した。



(2) ごみ問題における関心事項について

ごみ問題における関心事項を例示して尋ねた。

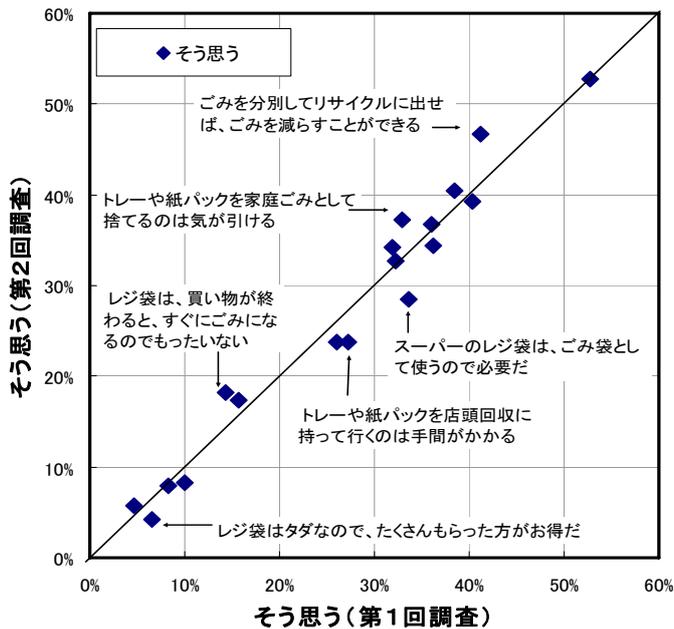
- 有料指定袋制導入後は、「ごみ問題やリサイクル全般」を選択された方の比率が上昇している。
- 一方、「行政が負担するごみ処理費用」および「市民が負担するごみ処理費用」の比率は低下している。
- また、「埋立地の不足」、「焼却によるダイオキシンの発生」、「資源としてのごみの重要性」の比率には、大きな変化は見られなかった。



(3) ごみ問題についての意見

ごみ問題についての様々な意見や考え方を尋ねた。

- 「ごみを分別してリサイクルに出せば、ごみを減らすことができる」とする比率の増加（6%）が各意見の中で最も多かった。
- 「トレーや紙パックを家庭ごみとして捨てるのは気が引ける」とする比率の増加や、「スーパーのレジ袋は、ごみ袋として使うので必要だ」とする比率の低下がみられた。



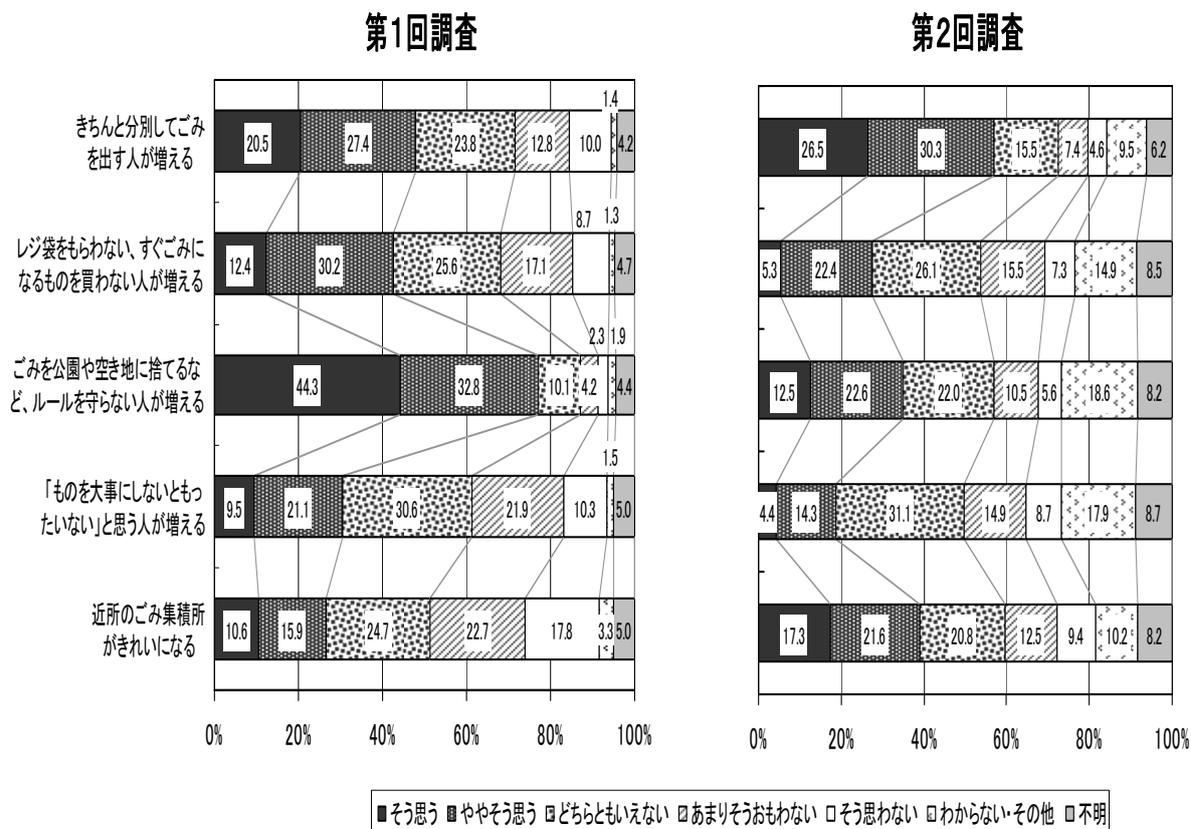
※ 左図は、横軸を第1回、縦軸を第2回とし、質問ごとに「そう思う」の回答を並べ、第1、2回の変化の状況を示した。斜めの直線上は、第1、2回とも、同じ比率だったことを表し、斜め線の左上は「実行している」が第2回の方が高くなり、斜め線の右下は「実行している」が第1回より下がったことを表している。

5 有料指定袋制度自体について

(1) 「有料指定袋」実施後による変化について

「有料指定袋」制度による効果・影響についての市民のイメージは、導入前後で大きな変化があった。

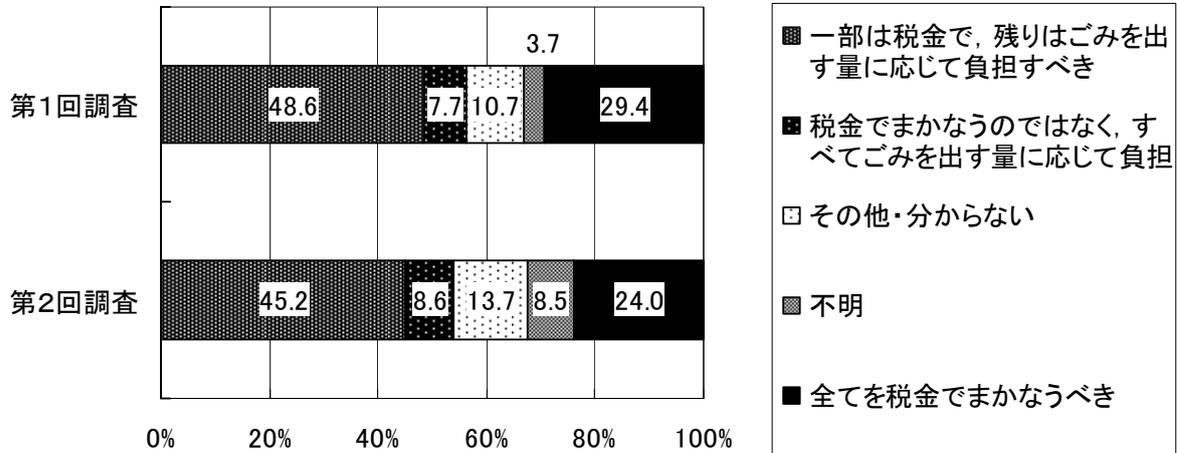
- 導入前には「ごみを公園や空き地に捨てるなどルールを守らない人が増えると思う」という懸念を持つ回答者の割合は5割近くであったのに対し、導入後では、1割強にとどまっている。
- 一方、「きちんと分別してごみを出す人が増える」及び「近所のごみ集積所がきれいになる」と思う回答者の割合は増加しており、指定袋の効果は身近に実感されているものと考えられる。
- ただし、「レジ袋をもらわないなどの人が増える」及び「『ものを大事にしないともったいない』と思う人が増える」と思う比率は低下している。
- 全ての設問に共通している傾向として「わからない」の比率も大きく増加しており、現時点では、普段の生活からは他人の行動も含めた全体的な状況をうかがい知ることが難しいという結果を表しているのではないかと考えられる。



(2) 処理費用の負担割合について

家庭ごみの処理費用を税金でまかなうべきかどうかを尋ねた。

- 「全て税金でまかなうべき」とする比率は 29%から 24%に減少している。一方、「その他・分からない」及び「不明」とする比率は 14%から 22%に増加している。

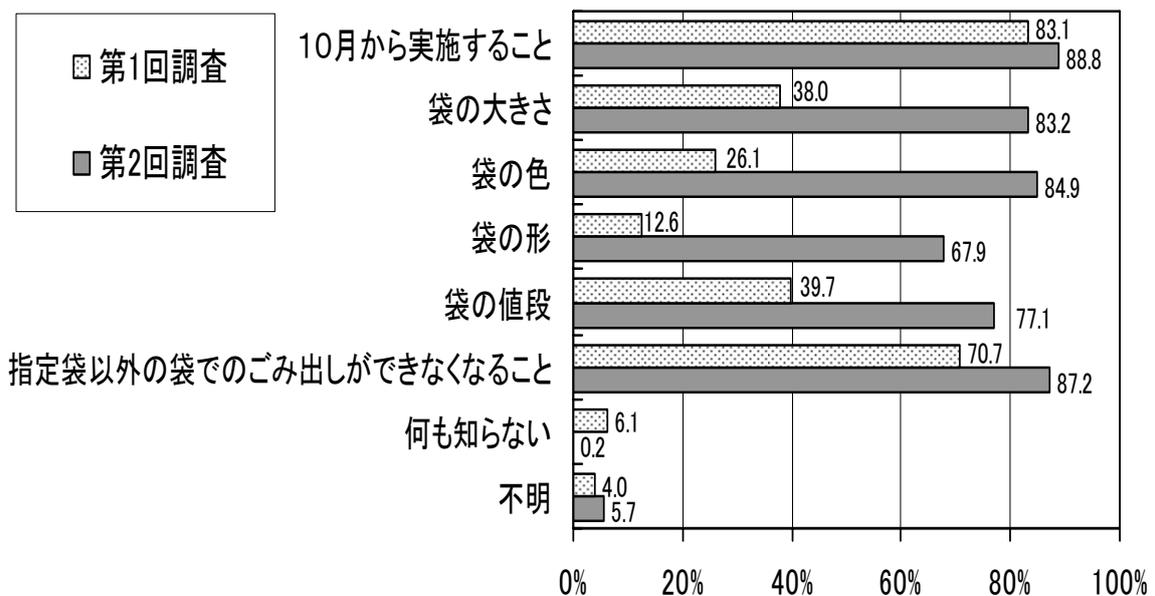


(3) 10月から実施した「有料指定袋」について

- 「有料指定袋」について知っていること

第1回では、「10月からの実施」及び「指定袋以外ではごみ出しができなくなる」以外の項目についての認知度は、必ずしも高くなかったが、第2回では、全ての事項について認知割合が上昇し、いずれも概ね8割以上の認知度となっていた。

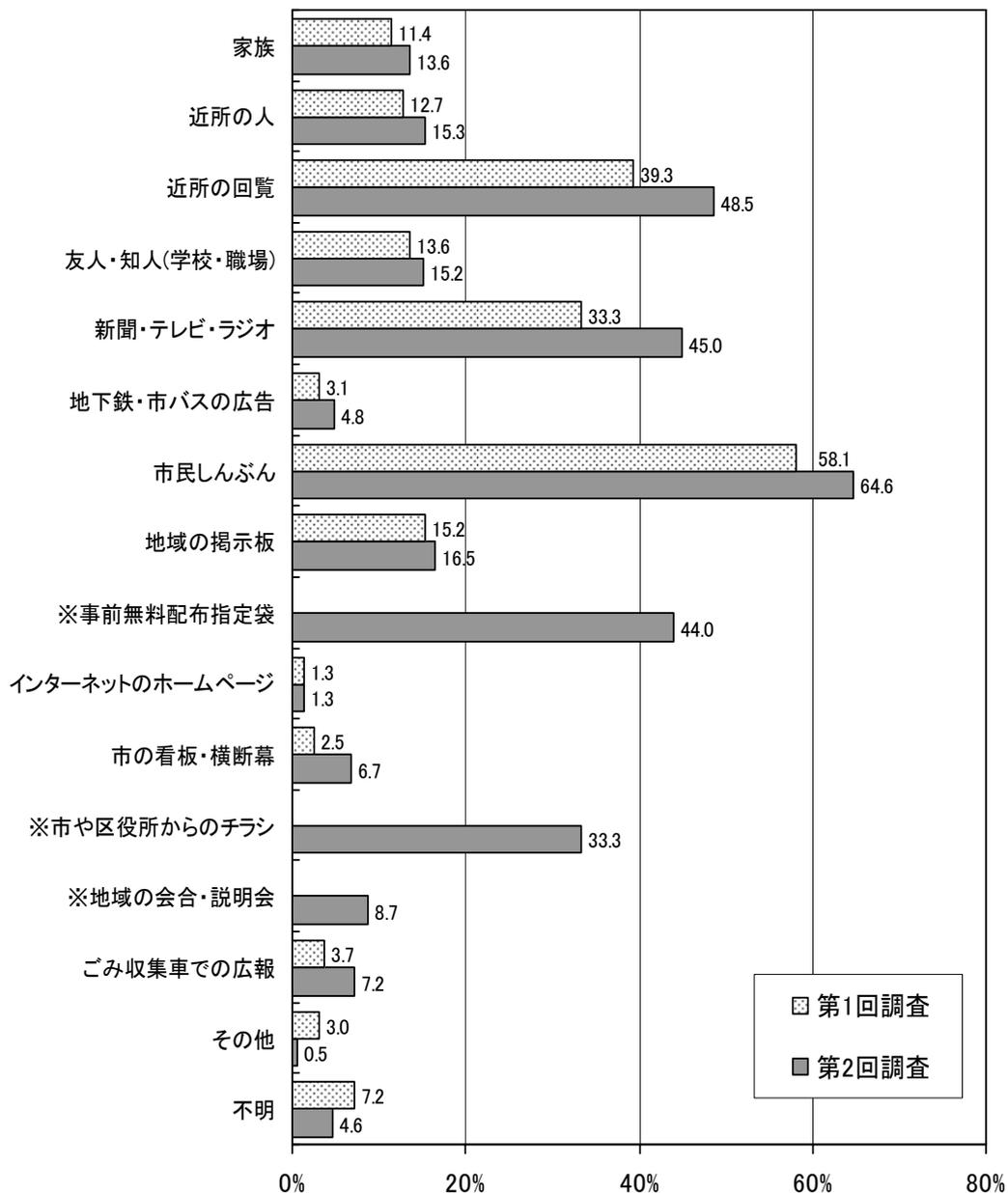
- また、第2回では、「何も知らない回答者」は、ほとんどいない結果となった。



○ 「有料指定袋」の実施についてどこで知ったか

・「市民しんぶん」が、第1・2回ともに6割近くと高く、またマスコミおよび近所の回覧の比率が第2回で増大した。第2回の方がいずれも回答比率が高くなっている。

・予期されるように、「事前無料配布指定袋」によって認知されたとする比率も高い。「市や区役所からのチラシ」も1/3程度の方が挙げられており、有効であったことが分かる。



※は、第2回において追加した回答肢を表す。

「京のごみ戦略21」施策一覧	有料化財源活用事業	実 施 状 況							
		平 成 1 8 年 度	平 成 1 9 年 度						
発生抑制・再使用を重視したまちづくり									
2R型エコタウン（発生抑制・再使用を重視したエコタウン）の構築	京の環境みらい創生事業	—	「脱温暖化社会」「循環型社会」の構築に資する先進的取組に関するアイデアを公募し、最長3年にわたり最大で1千万円の事業資金を助成する。 ○募集状況 3件（12月6日現在）						
	不用品リサイクル情報案内システムの運用	—	不用となった家具等の再使用（リユース）を促進するため、現行のシステムを更新し、システム充実を図る。 新システム 平成20年3月運用予定						
	リユースびん（リターナブルびん）等拠点回収	リユースびん（ビールびん等の繰り返し使用できるびん）の利用促進と再使用（リユース）を促進するため、市民が身近に持参できる場所に回収ボックスを設置し、拠点回収の促進を図る。 ○実施状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>回収拠点数（平成19年10月末時点）</th> <th>回収量（トン）（平成19年度は10月末時点）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td rowspan="2">47</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>		回収拠点数（平成19年10月末時点）	回収量（トン）（平成19年度は10月末時点）	18年度	47	58	19年度
	回収拠点数（平成19年10月末時点）	回収量（トン）（平成19年度は10月末時点）							
18年度	47	58							
19年度		37							
市民、事業者による主体的活動の推進・支援									
家庭系上流対策	ごみ減量推進会議の取組促進	市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、ごみの発生抑制や商品の再使用の推進等に取り組む活動を支援する。 ○市民公募型パートナーシップ事業 ごみ減量・リサイクルに関する企画及び取組を市民団体から公募し、1事業50万円を上限として助成する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>採択事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td>菜の花「夢」プロジェクト/小企業、商店街向け環境教育プロジェクト/「家庭から出るやっかいなごみ」の適正処理をめざして/生ごみリサイクルと地域コミュニティ推進事業と社会実験事業/大学学園祭におけるリユース食器全面導入体制確立/祇園祭におけるゴミ削減を目的とした活動および分別回収と組織・状況調査</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>「ふれあい夏祭り」等におけるリユース食器の導入促進/生ごみ堆肥化と市民農園などへの堆肥投入の可能性調査/連続セミナー「地球温暖化を防ぐ5つの行動提案」の開催と環境ハンドブックの作成・普及/“繊維リサイクルモデル都市京都”構築に関する調査研究と学校制服を素材とする紙作り/市内の未回収魚あらの実態調査とシンポジウムの開催/祇園祭におけるごみ削減を目的とした活動及び分別回収と協働・連携を高めるための基盤作り/2007 京都マイバッグ・エコバッグデザインコンテスト/キャラクターで知る・考える環境問題/ペットボトル回収事業/「英語版 京都市のごみの出し方」/南区内におけるエコキャップ回収運動/市民と企業との交流による“ごみ減量・環境教育”プロジェクト/家庭製品中の鉛等リサーチプロジェクト</td> </tr> </tbody> </table>			採択事業	18年度	菜の花「夢」プロジェクト/小企業、商店街向け環境教育プロジェクト/「家庭から出るやっかいなごみ」の適正処理をめざして/生ごみリサイクルと地域コミュニティ推進事業と社会実験事業/大学学園祭におけるリユース食器全面導入体制確立/祇園祭におけるゴミ削減を目的とした活動および分別回収と組織・状況調査	19年度	「ふれあい夏祭り」等におけるリユース食器の導入促進/生ごみ堆肥化と市民農園などへの堆肥投入の可能性調査/連続セミナー「地球温暖化を防ぐ5つの行動提案」の開催と環境ハンドブックの作成・普及/“繊維リサイクルモデル都市京都”構築に関する調査研究と学校制服を素材とする紙作り/市内の未回収魚あらの実態調査とシンポジウムの開催/祇園祭におけるごみ削減を目的とした活動及び分別回収と協働・連携を高めるための基盤作り/2007 京都マイバッグ・エコバッグデザインコンテスト/キャラクターで知る・考える環境問題/ペットボトル回収事業/「英語版 京都市のごみの出し方」/南区内におけるエコキャップ回収運動/市民と企業との交流による“ごみ減量・環境教育”プロジェクト/家庭製品中の鉛等リサーチプロジェクト
		採択事業							
18年度	菜の花「夢」プロジェクト/小企業、商店街向け環境教育プロジェクト/「家庭から出るやっかいなごみ」の適正処理をめざして/生ごみリサイクルと地域コミュニティ推進事業と社会実験事業/大学学園祭におけるリユース食器全面導入体制確立/祇園祭におけるゴミ削減を目的とした活動および分別回収と組織・状況調査								
19年度	「ふれあい夏祭り」等におけるリユース食器の導入促進/生ごみ堆肥化と市民農園などへの堆肥投入の可能性調査/連続セミナー「地球温暖化を防ぐ5つの行動提案」の開催と環境ハンドブックの作成・普及/“繊維リサイクルモデル都市京都”構築に関する調査研究と学校制服を素材とする紙作り/市内の未回収魚あらの実態調査とシンポジウムの開催/祇園祭におけるごみ削減を目的とした活動及び分別回収と協働・連携を高めるための基盤作り/2007 京都マイバッグ・エコバッグデザインコンテスト/キャラクターで知る・考える環境問題/ペットボトル回収事業/「英語版 京都市のごみの出し方」/南区内におけるエコキャップ回収運動/市民と企業との交流による“ごみ減量・環境教育”プロジェクト/家庭製品中の鉛等リサーチプロジェクト								
地域ごみ減量推進会議の役割強化	ごみ減量推進会議の活動支援	○「2R型エコタウン」の構築の検討（平成19年度～） リペア・リメイク情報発信の取組（平成20年2月に該当店舗紹介のHP公開予定）、量り売り・ハダカ売り促進を念頭に置いたエコ商店街事業の実施、買い物袋持参・簡易包装推進の取組、リユース（リターナブルびん）容器の推進等を図るため、市民・事業者・行政のパートナーシップで小委員会の設置等を行い事業の展開を図っている。							
環境教育・環境学習の充実									
環境教育の充実	小・中学生の環境体験学習プログラム	—	小学校の総合学習授業（環境教育）の中で、ごみ減量、分別・リサイクルに関する環境体験学習を実施する。 ○市内3箇所の小学校で実施（6～7月） 御室小学校（4年生 2クラス）、洛央小学校（4年生 2クラス）、音羽小学校（4・5・6年生 各2クラス）						
環境学習機会の拡大	京のごみ減量宣言シンポジウム	—	家庭ごみ有料指定袋制の実施から1年を経過したのを機に、ごみ減量の取組をより一層推進するため、ごみ減量について知り、考え、行動するきっかけとなるシンポジウムを開催する。 ○実施状況（会場：みやこめっせ 日時：12月2日（金）） ・参加者 1,300人 ・実施内容 講演 ・「家庭ごみの有料指定袋制導入によるごみ減量効果について」（京都市報告） ・「わたしたちにできること」（パネルディスカッション） など 展示 パネル展示、体験学習、小学生の環境絵画展、フリーマーケット						

家庭系	ごみ減量アドバイザーの配置	—	各まち美化事務所にごみ減量アドバイザーを配置し、コミュニティ回収や使用済みてんぷら油の回収等の地域における環境施策の普及・啓発を推進する。
	各区環境パートナーシップ事業	—	市民団体等が区役所と協働して実施するごみ減量やまちの美化、脱温暖化効果を期待できる取組に対して助成を行う。 ○主な助成事業 区民ふれあいまつり等におけるリユース食器の使用、環境啓発コーナーの設置、ごみ分別排出コーナーの設置 など
上流対策	家庭系ごみ減量を促す行政の取組		
グリーンページ（総合環境情報誌）の作成	「京のごみ減量事典」の作成	ごみ減量・リサイクルをはじめとする環境情報を掲載した「京ごみ減量事典」を作成・配布する。	
			実施（予定）内容
		18年度	「京のごみ減量事典」の作成・全戸配布（転入者用に常時区役所等で配布）、A3サイズポスター、外国語版（英語、中国語、ハングル）、点字・音声テープ版の作成・配布
		19年度	制度内容の変更やごみ減量、分別・リサイクルに役立つ情報等を盛り込んだ「京のごみ減量事典（追記版）」（仮称）を3月の市民しんぶんの折込として全戸に配布する予定
	平成18年度活用額、平成19年度予算額小計（千円）	280,057	463,500
家庭系の分別・リサイクル対策	家庭系ごみの分別品目の拡大		
	缶・びん・ペットボトルの分別収集のあり方の検討	缶・びん・ペットボトルのリサイクルの促進	最新の選別・再資源化の設備を有する北部リサイクルセンターの整備・稼働により、缶・びん・ペットボトルのさらなる効率的な資源化の促進に取り組んでいる。 ○平成19年1月稼働 処理能力 40トン/5H
	その他プラスチック製容器包装の分別収集の全市拡大	プラスチック製容器包装の再資源化	平成19年10月からプラスチック製容器包装の分別収集、再資源化を市内全世帯に拡大している。 ○実施状況
			実施内容
			普及啓発
		収集量（10月）	752トン
その他の分別収集品目拡大に向けた検討	蛍光管拠点回収	蛍光管の適正回収・再資源化を図るため、販売店等を拠点とする回収制度を実施している。 ○実施状況	
		18年度	回収拠点数（平成19年10月末時点）
		19年度	回収量（トン）（平成19年度は10月末時点）
		198	13
		15	
	スプレー缶分別収集	—	スプレー缶の適正処理・再資源化を図るため、平成19年10月から小型金属類の1品目として分別収集を実施している。 ○実施状況 収集量（10月） 1.3トン
市民の分別・リサイクル機会の拡大			
コミュニティ回収制度による集団回収の促進	コミュニティ回収制度	地域団体が古紙類をはじめとする資源物を自主的・継続的に回収・リサイクルするための支援を行っている。	
		登録団体数（平成19年10月末時点）	支援内容
		1,088	・古紙のみ、古紙以外2品目（1万円助成） ・古紙と1品目以上、古紙以外3品目以上（1万5千円助成） ・古紙回収拠点の細分化モデル実験（平成19年度～） 回収拠点を自宅前にするなど拠点を細分化することにより、古紙回収量の増加は図るモデル実験を実施する。

家庭系の分別・リサイクル対策	地域の身近な回収拠点としての店舗、商店街、公共施設等の機能の拡充・強化	使用済みてんぷら油燃料化事業	地域ごみ減量推進会議、地域女性会等の協力のもと、専用回収容器を設置し、地域での拠点回収を促進している。平成19年度からは、新たに回収活動に係る経費を助成する制度を創設し、さらなる拠点拡大に取り組んでいる。	○実施状況		実施内容			
				拠点数	1,086	(平成19年11月末時点)			
				回収量(リットル)	107,157	(平成19年11月末時点)			
				助成制度の内容	定期的に回収を行っている場合は、1拠点目は5千円、2拠点目以降は1拠点当たり1,500円を助成する。(1件の上限は2万円)				
	地域コミュニティ単位で取り組まれている堆肥化などの自主的取組に対する支援策の検討	電動式生ごみ処理機等購入助成	生ごみの減量化を促進するため、電動式生ごみ処理機、生ごみコンポスト容器の購入助成を行っている。	○電動式生ごみ処理機		○生ごみコンポスト容器			
				助成件数(19年度は申込件数)	助成額	助成件数(19年度は申込件数)	助成額		
				18年度	5,353	購入額の2分の1	18年度	359	購入額の2分の1
				19年度	1,919	(上限3万5千円)	19年度	154	(上限4千円)
				※平成19年12月15日～平成20年1月31日追加募集を行う。			※平成19年12月15日～平成20年1月31日追加募集を行う。		
	平成18年度活用額、平成19年度予算額小計(千円)		208,496			794,600			
環境負荷の少ない廃棄物管理システムの構築とまちの美化	資源循環に向けたバイオマスの活用								
	バイオマスの利活用に向けた取組の推進	バイオマス利活用京都モデル実証実験	—	家庭や地域から発生するバイオマス資源(生ごみや剪定枝等)を対象に、効率的なバイオガスの発生を可能とするためのモデル実証実験を行っている。					
	まちの美化推進								
	パートナーシップによるまちの美化推進	まちの美化活動支援(ボランティア袋配布、防鳥用ネット貸与)		○ボランティア袋配布		○防鳥用ネット			
				配布枚数(平成18年度は10月以降、平成19年度は9月末時点)		貸与件数(平成19年度は10月末時点)			
				18年度	172,621	18年度	大1,357 小1,971		
				19年度	206,000	19年度	大 573 小 936		
関連機関との連携による不法投棄対策の推進	不法投棄監視カメラ貸与制度	—	夜間パトロールの実施に加え、平成19年度から不法投棄の監視体制を一層強化するため、監視カメラ貸与制度(20台、6箇月間)を実施している。						
計画の進捗管理									
計画の進捗管理体制の確立	京のごみ戦略21進捗状況把握等調査		「京のごみ戦略21」の進捗状況を定期的にチェック・評価し、積極的に公表を行っている。平成18年度は、「京のごみ戦略21」年次報告書(～平成18年度版～)を作成・配布しており、平成19年度についても同様の報告書を作成・配布予定						
			平成18年度活用額、平成19年度予算額小計(千円)	26,437		71,900			
平成18年度活用額、平成19年度予算額合計(千円)			514,990			1,330,000			